

# 九戸村国土強靱化地域計画

令和2年12月

岩手県 九戸村



第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
第2章	基本的な考え方	4
1	九戸村の目指す姿	4
2	基本目標	4
3	事前に備えるべき目標	4
4	基本的な方針	5
5	SDGsの推進	6
第3章	地域特性と想定するリスク	7
1	九戸村の地域特性	7
2	想定するリスク	9
3	リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定	10
4	「施策分野」の設定	11
第4章	脆弱性評価	12
1	脆弱性評価の考え方	12
2	脆弱性評価の結果（概要）	12
第5章	脆弱性評価に基づく対応方策	26
1	全体事項	26
2	起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針	27
3	施策分野ごとの対応方策	38
第6章	計画の推進と進捗管理	42
1	重点施策	42
2	計画の推進と進捗管理	51
3	計画の見直し	52
資料編		53



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

平成25年12月、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されました。

この基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進しています。

また、基本法第13条には「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定され、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できることとされました。

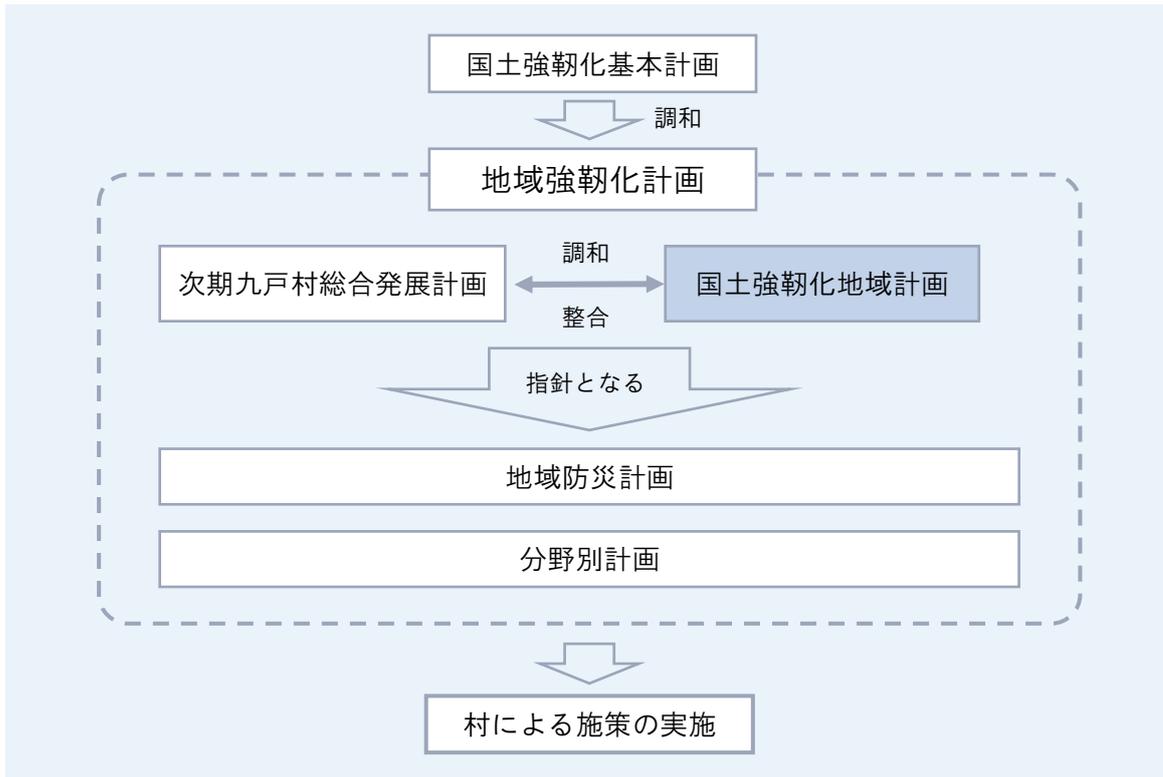
岩手県では、基本法に基づき平成28年2月に「岩手県国土強靱化地域計画」を策定し、平成29年6月には、平成28年8月の「台風10号」による甚大な被害を踏まえた見直しを行い、令和2年1月には、これまでの国土強靱化に係る取組を踏まえた改定が行われております。

このことから、本村においても大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域社会の構築に向け、国や県の強靱化計画との調和を図りながら、村内において今後想定される大規模災害を見据え、事前の防災に必要な対応により減災を図り、以って村民の生命財産を守り、村の持続的な成長を実現するため「九戸村国土強靱化地域計画」を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

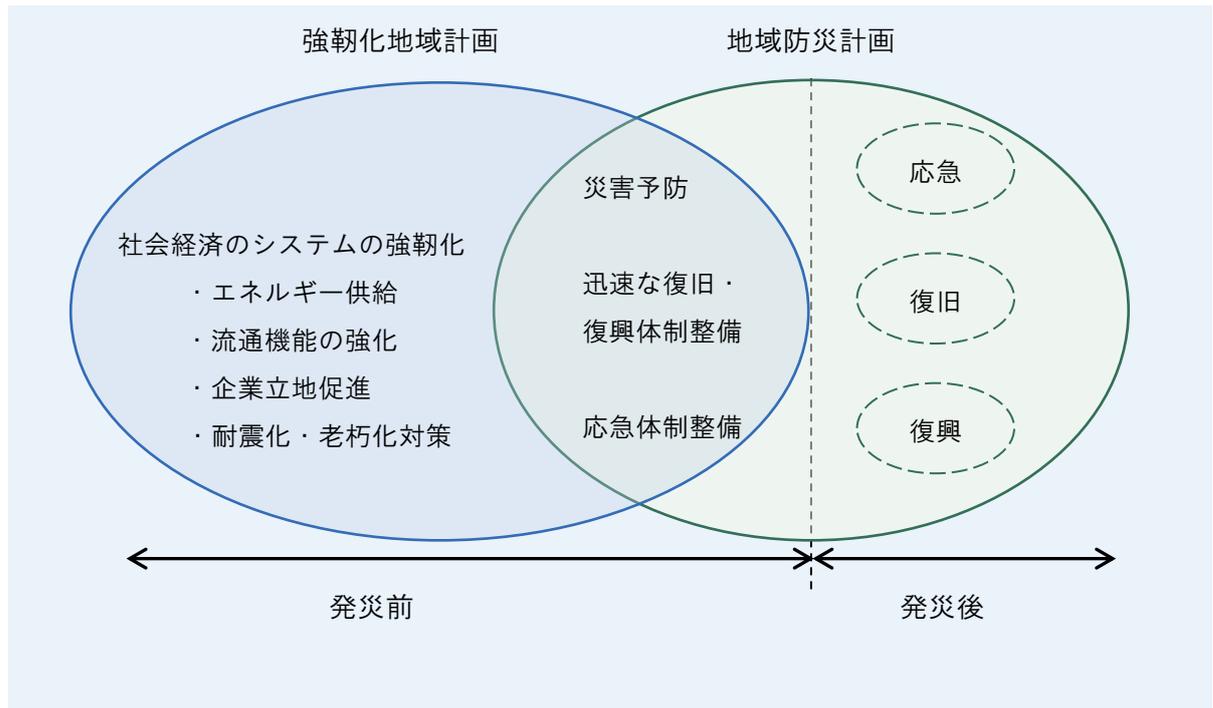
この計画は、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本村の国土強靱化の指針とします。

なお、この計画は、「基本計画」、「岩手県国土強靱化地域計画」、「次期九戸村総合発展計画」と調和を図るものとします。



国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性を以下に示します。

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	本村で想定される自然災害	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	なし
施策の重点化	あり	なし



### 3 計画期間

本計画の対象期間は、計画策定時から令和7（2025）年度末までの概ね5年間とします。

## 第2章 基本的な考え方

「国土強靱化基本計画」及び「岩手県国土強靱化地域計画」を踏まえて、本村における強靱化を推進する「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」について次のとおり定めます。

### 1 九戸村の目指す姿

次期九戸村総合発展計画を踏まえながら、村民が自ら行動を起こし、地域資源を最大限に活用した活力ある産業の振興をはじめ、豊かな自然環境と調和した居住環境の整備、福祉の充実、これまで育まれてきた歴史や文化を活かし、だれもが住みたくなる、訪れたくなる生活交流拠点の創造を目指します。

### 2 基本目標

強靱化を進めるための基本目標を次のとおり設定します。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- (1) 人命の保護が最大限図られること
  - (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - (3) 村民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
  - (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること

### 3 事前に備えるべき目標

本村における強靱化を推進するうえでの事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 4 基本的な方針

---

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき強靱化を推進します。

### (1) 村土強靱化の取り組み姿勢

- 本村の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取り組みにあたります。
- 長期的な視点を持って計画的に取り組めます。
- 災害に強いまちづくりを進めることにより、地域の活力を高め、本村が有する潜在力、抵抗力、持続力、回復力、適応力を強化します。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、村、周辺市町村、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取り組みを進めます。
- 非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

### (3) 効率的な施策の推進

- 人口減少、少子高齢化社会への対応や村民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ります。
- 国の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 「新九戸村総合発展計画」との調和を図り、地域コミュニティや地域経済活動の強靱化を推進します。
- これまでの災害の経験等を踏まえつつ、地形、気象状況、自然環境等の本村の特性に応じた施策を推進します。
- 多様な視点をもって施策を推進します。

## 5 SDGs の推進

「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標です。

SDGsは、上記アジェンダにおける「誰一人として取り残さない」という言葉に象徴されるように、包摂性や多様性を重視しながら経済・社会・環境の課題を統合的に解決し、持続可能な社会の実現を目指すものであり、人口減少に歯止めをかけ、地域を振興していく上で重要な視点です。

このことから、本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」及び「施策分野ごとの対応方策」において、17の持続可能な開発目標から関連付け、施策の展開を図っていくこととします。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### SDGs の構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

#### SDGs 達成に向けて

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことから明らかなように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。(一部抜粋)

資料：SDGsパンフレット/外務省国際協力局

## 第3章 地域特性と想定するリスク

### 1 九戸村の地域特性

#### (1) 地理・地形

本村は、岩手県の県都盛岡市から北へ60kmに位置する農山村で、北上山系の山々と無数の谷や川が織りなす「豊かな自然と美しい景観」に恵まれ、農林業を主な産業として発展してきました。

村の広さは、134.02 km<sup>2</sup>で、東西9.7 km、南北19.4kmと南北に細長く、西に二戸市と二戸郡一戸町、南は葛巻町、東は久慈市、北は軽米町と接しております。

村の地形は、村の中央を南北に縦断する瀬月内川を中心に、西側の山々と波状丘陵地、東側の小起伏山地に挟まれた盆地状の地形を形成しています。瀬月内川は、村の中央を南から北に流れ、村内の中小河川のほとんどが合流しており、本村のまちの形成や防災上最も重要な河川と言えます。

西側の山々は北の折爪岳（標高852m）から南に比較的急峻な山々の稜線が続く一方、東側は、頂上付近が台地状を呈し、緩やかな小起伏山地が広範囲に分布し、山々の間に丘陵が発達しています。

集落の多くは瀬月内川と並行して村を縦断する国道340号線を中心に発展し、水田の多くは瀬月内川流域の沖積段丘に開けていますが、本村は平地が僅少で耕地は全面積の14%程度となっています。

本村を取り巻く広域的な道路網は、広域的幹線道路として、八戸自動車道が北西を走っています。幹線道路としては、村の中央部に国道340号が南北に縦貫しており、そこから東西方向に、主要地方道の二戸九戸線、軽米九戸線、一戸山形線、そして、一般県道の姉帯戸田線、戸田荷軽部線が通じています。

これらを基幹として、村道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしています。

村の北部にある八戸自動車道の九戸インターチェンジから八戸市までは約30分、盛岡市までは約1時間で連絡しています。

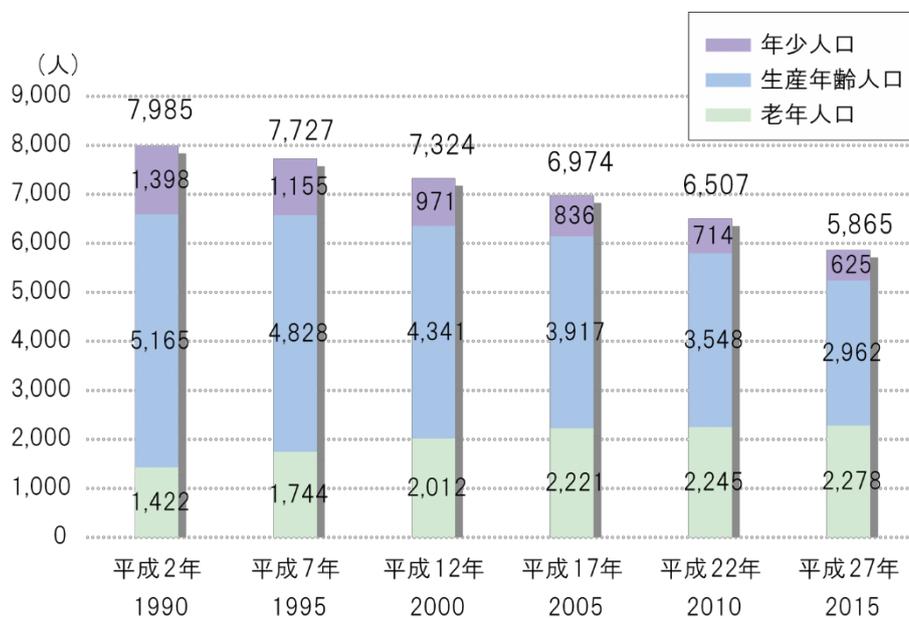
#### (2) 気候

本村の気象状況は内陸性気候区に属し、太平洋に近いことから海洋性気候の影響を受けません。寒暖差が大きく、夏は冷涼で冬は寒さが厳しい気候であり、年間平均気温は9.3℃です。また、夏季の三陸沿岸地域を中心に発生するヤマセがしばしば異常低温と日照不足をもたらしています。

年間降水量は1,129mmであり、積雪量はそう多くはないものの降雪・積雪期間は長くなっています。

### (3) 人口

本村の人口は、平成2年の7,985人から平成27年には5,865人となっており、2,120人(26.5%)の人口減少となっています。平成27年の年齢区分別の人口は、年少人口(14歳以下)625人(10.7%)、生産年齢人口(15~64歳)2,962人(50.5%)であり、大幅に減少しています。一方、老年人口(65歳以上)は2,278人(38.8%)と年々増加傾向にあり、今後も少子・高齢化が進むことが考えられます。



## 2 想定するリスク

本計画は、過去に村内で発生した自然災害とともに全国で頻発する自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりです。

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震		◆M9程度、最大震度7程度を想定 建物被害、火災、死傷者多数、停電、断水、電話不通等
豪雨(台風・梅雨前線・線状降水帯等)・竜巻・突風	大規模水害	◆記録的な大雨による大規模水害を想定 河川堤防・ダムの決壊、河川の氾濫による人的・物的被害等
	大規模土砂災害	◆記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定 土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的損害等
	暴風災害	◆大規模暴風(台風・竜巻・突風等)災害を想定 大規模暴風による人的・物的被害等
暴風雪・大雪・雪崩		◆記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩を想定 暴風雪等による交通事故、人的・物的被害等
大規模火災		◆広範囲にわたる山林火災を想定 大規模山林火災による人的・物的損害等
複合災害		◆複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定 台風被害直後の大規模地震による災害発生等

### 3 リスクシナリオ(「起きてはならない最悪の事態」)の設定

「第2章 基本的な考え方」、「3 事前に備えるべき目標」で設定した8つの目標ごとに、本村の地域特性及び国の基本計画及び県の強靱化地域計画を踏まえ、以下の25項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。

#### 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

<b>目標1 直接死を最大限防ぐ</b>	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
<b>目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>目標3 必要不可欠な行政機能は確保する</b>	
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>	
4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>目標5 経済活動を機能不全に陥らせない</b>	
5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下
5-2	食料等の安定供給の停滞
<b>目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b>	
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
<b>目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>	
7-1	沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
<b>目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## 4 「施策分野」の設定

---

本村の計画においては、国・県の個別施策分野及び横断的分野を参考に、7つの個別施策分野を設定しました。

### (1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信  
(行政機能、訓練・連携体制、消防・救急、防災教育、情報通信等)
- ② 住宅・ライフライン  
(住宅、上水道、下水道)
- ③ 保健医療・福祉  
(保健、医療、福祉)
- ④ 産業  
(農林業、経済活動、エネルギー等)
- ⑤ 国土保全・交通  
(国土保全、交通・物流、廃棄物)

### (2) 横断的分野

- ⑥ 人材の育成  
(防災意識、地域コミュニケーション等)
- ⑦ 老朽化対策

## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」で想定している 25 項目のリスクシナリオに関して、本村が実施している施策等について、取り組み状況や課題等から分析・評価を行うこととします。

### 2 脆弱性評価の結果(概要)

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価の概要について、次のとおり示します。なお、詳細については「資料1」のとおりです。

#### 目標1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ■ 公共施設の防災機能強化

- 村施設の耐震化が行われていない集会施設等について耐震診断や耐震改修を進める必要がある。
- 本部となる庁舎の防災対策や災害対応機能の強化を図ると共に、本部代替庁舎についても検討する必要がある。

##### ■ 建築物の耐震化

- 村内の一般住宅の耐震化について、耐震化の必要性や各種支援制度等の周知を図り、活用に向けた気運を高める。

##### ■ 空き家対策

- 村内にある空き家の現状を把握し、空き家の適切な維持管理を促進する。また、危険な空き家については、除却等も含めた管理の徹底を促進する必要がある。

##### ■ 避難行動の支援

- 有事での安全かつ確実な避難行動を促進するため、避難ルートの確認や避難訓練を実施する必要がある。

##### ■ 防災教育の実施

- 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育への取組みや、自主防災組織の設立・育成等を通じた地域住民の防災教育を推進する必要がある。

##### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。

### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。

### ■ 地域防災力の強化

- 人口減少により、消防団員数がさらに減少する懸念があるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。
- 消防機器について今後も計画的に更新を行っていく必要がある。

### ■ 公共施設の老朽化対策

- 村営住宅については、耐用年数を経過しているものもあり、建替えと長寿命化を視野に入れた計画的な改善を図る必要がある。
- 公共施設の機能を維持するため、公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

## 1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### ■ 公共施設の浸水被害対策

- 洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に、庁舎、消防、医療施設等の主要な公共施設が位置するため、これらの浸水被害対策を図る必要がある。

### ■ 治水対策

- 二級河川新井田川水系瀬月内川の氾濫は、甚大な被害となることが想定されるため、河川管理者である県に対して河川改修事業の着実な実施と継続的な維持管理を働きかけ、浸水被害の低減を図る必要がある。
- 瀬月内ダムの氾濫浸水想定区域は、村の主要なエリアを大きく含み、有事での甚大な被害が想定されているため、瀬月内ダムの適切な維持管理や改修により、機能維持を図っていく必要がある。
- 災害発生の可能性や影響度合の大きい箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を行う必要がある。

### ■ 避難行動の支援

- 避難所の耐震化や改修を進めるとともに、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。
- 有事での安全かつ確実な避難行動を促進するため、避難ルートの確認や避難訓練を実施する必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 防災教育の実施

- 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育への取り組みや、自主防災組織の設立・育成等を通じた地域住民の防災教育を推進する必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

#### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ 地域防災力の強化

- 人口減少により、消防団員数がさらに減少する懸念があるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。(1-1 から再掲)
- 消防機器について今後も計画的に更新を行っていく必要がある。(1-1 から再掲)
- 自主防災組織の設立を推進し、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。

#### ■ 道路の防災対策

- 交通障害が発生した場合の早期解消を図るため、関係機関と事前調整を行う必要がある。

#### ■ 農林業基盤の強化

- 基幹水利施設の修繕更新や圃場水路等の基盤整備を進め、効率的な作業環境をはかりつつ農地や林地の災害防止に努める必要がある。

#### ■ 公共施設の老朽化

- 公共施設の機能を維持するため、公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。(1-1 から再掲)

### 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 道路の防災対策

- 交通障害が発生した場合の早期解消を図るため、関係機関と事前調整を行う必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 地域防災力の強化

- 人口減少により、消防団員数がさらに減少する懸念があるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。(1-1 から再掲)
- 消防機器について今後も計画的に更新を行っていく必要がある。(1-1 から再掲)
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 防災教育の実施

- 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育への取組みや、自主防災組織の設立・育成等を通じた地域住民の防災教育を推進する必要がある。(1-1 から再掲)

#### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

#### ■ 農林業基盤の強化

- 基幹水利施設の修繕更新や圃場水路等の基盤整備を進め、効率的な作業環境をはかりつつ農地や林地の災害防止に努める必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 土砂災害対策

- 土砂災害危険箇所の防災対策について関係機関と協議をしながら行う必要がある。
- 森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

## 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

### ■ 地域防災力の強化

- 人口減少により、消防団員数がさらに減少する懸念があるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。(1-1 から再掲)
- 消防機器について今後も計画的に更新を行っていく必要がある。
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 避難行動の支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

### ■ 医療体制の強化

- 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)
- 除雪体制を強化するため、除雪車等の適切な配置、除雪基地等の整備、継続的な除雪作業員の確保が必要である。

### ■ 公共施設の老朽化

- 公共施設の機能を維持するため、公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。(1-1 から再掲)

## 目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

## 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命の関わる物資・エネルギー供給の停止

### ■ 避難行動の支援

- 避難所の耐震化や改修を進めるとともに、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 有事での安全かつ確実な避難行動を促進するため、避難ルートの確認や避難訓練を実施する必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 上水道・応急給水の確保

- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

### ■ 企業の体質強化

- 災害時においても企業運営を継続していけるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。

### ■ 非常時における電源等の確保

- 災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー等による非常時における電源等の確保を図る必要がある。

### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ■ 避難行動の支援

- 避難所の耐震化や改修を進めるとともに、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 有事での安全かつ確実な避難行動を促進するため、避難計画の策定や避難訓練を実施する必要がある。

### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 道路の防災対策

- 交通障害が発生した場合の早期解消を図るため、関係機関と事前調整を行う必要がある。(1-2 から再掲)
- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ ヘリコプター運航の想定

- 物資の運搬や救急活動等、ヘリコプター利用の想定も必要であるため、ヘリコプターの安全な発着所を確保する必要がある。

### ■ 応急給水の確保

- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)

#### ■ 医療体制の強化

- 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。(1-4 から再掲)

#### ■ 地域防災力の強化

- 自主防災組織の設立を推進し、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。(1-2 から再掲)

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 防災ボランティアの活動支援

- 防災ボランティアの受け入れについて、周辺自治体との広域連携等による体制の強化が必要である。

#### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

#### ■ 地域防災力の強化

- 人口減少により、消防団員数がさらに減少する懸念があるため、消防団員を安定的に確保する必要がある。(1-1 から再掲)
- 消防機器について今後も計画的に更新を行っていく必要がある。(1-1 から再掲)
- 自主防災組織の設立を推進し、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。(1-2 から再掲)

### 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

#### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ ヘリコプター運航の想定

- 物資の運搬や救急活動等、ヘリコプター利用の想定も必要であるため、ヘリコプターの安全な発着所を確保する必要がある。(2-2 から再掲)

#### ■ 医療体制の強化

- 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。(1-4 から再掲)

#### ■ 健康管理の意識向上

- 健診や保健指導等を通じて、自分自身の健康状態を理解するなど、日ごろから健康に対する意識の向上に努める必要がある。

#### ■ 非常時における電源等の確保

- 災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー等による非常時における電源等の確保を図る必要がある。(2-1 から再掲)

#### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

### 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 上水道・応急給水の確保

- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。(2-1 から再掲)
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)

#### ■ 下水道の防災対策

- 停電時を想定して配備している移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。

#### ■ 医療体制の強化

- 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。(1-4 から再掲)

#### ■ 疫病・感染症のまん延防止対策

- 避難所等の感染症予防について、職員の研修・訓練を実施し、パーティション等の必要な資材等の確保が必要である。

#### ■ 健康管理の意識向上

- 健診や保健指導等を通じて、自分自身の健康状態を理解するなど、日ごろから健康に対する意識の向上に努める必要がある。(2-4 から再掲)

### 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### ■ 避難行動の支援

- 避難所の耐震化や改修を進めるとともに、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。(1-2 から再掲)

#### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。(1-1 から再掲)

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)
- 官民連携による体制の強化
- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- ヘリコプター運航の想定
- 物資の運搬や救急活動等、ヘリコプター利用の想定も必要であるため、ヘリコプターの安全な発着所を確保する必要がある。(2-2 から再掲)
- 上水道・応急給水の確保
- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。(2-1 から再掲)
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)
- 下水道の防災対策
- 停電時を想定して配備している移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。(2-5 から再掲)
- 医療体制の強化
- 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。(1-4 から再掲)
- 疫病・感染症のまん延防止対策
- 避難所等の感染症予防について、職員の研修・訓練を実施し、パーティション等の必要な資材等の確保が必要である。(2-5 から再掲)
- 健康管理の意識向上
- 健診や保健指導等を通じて、自分自身の健康状態を理解するなど、日ごろから健康に対する意識の向上に努める必要がある。(2-4 から再掲)
- こころのケア体制の確保
- 関係機関との連携や職員の増員により、災害時での相談員の確保が必要である。

### 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 公共施設の防災機能強化
- 村施設の耐震化が行われていない集会施設等について耐震診断や耐震改修を進める必要がある。(1-1 から再掲)
- 本部となる庁舎の防災対策や災害対応機能の強化を図ると共に、本部代替庁舎についても検討する必要がある。(1-1 から再掲)
- 公共施設の浸水被害対策
- 洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に、庁舎、消防、医療施設等の主要な公共施設が位置するため、これらの浸水被害対策を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 行政情報基盤の強化
- サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。
- 重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。

■ 業務継続計画の策定

- 被災により資源が制約される条件下においても非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画（BCP）について、策定する必要がある。

■ 公共施設の老朽化対策

- 公共施設の機能を維持するため、公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。（1-1 から再掲）

**目標 4** 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■ 防災教育の実施

- 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育への取組みや、自主防災組織の設立・育成等を通じた地域住民の防災教育を推進する必要がある。（1-1 から再掲）

■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。（1-1 から再掲）
- 避難行動要支援者に関する情報を正確に把握するとともに、個別避難計画の策定を行う必要がある。（1-1 から再掲）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を促進するとともに、必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、サポート体制の構築が必要である。（1-1 から再掲）

■ 地域防災力の強化

- 自主防災組織の設立を推進し、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。（1-2 から再掲）
- 防災マップを活用した地区防災計画の策定を通じ、住民による防災意識の向上に努める必要がある。（1-2 から再掲）

**目標 5** 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下

■ 企業の体質強化

- 災害時においても企業運営を継続していけるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。（2-1 から再掲）
- 企業の経営の安定化や体質強化に向け、商工会等と連携し、研修の開催等による支援を行っていく必要がある。
- 被災時における金融支援策について、金融機関や商工会等と共に検討する必要がある。

■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。（1-1 から再掲）

## 5-2 食料等の安定供給の停滞

### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 上水道・応急給水の確保

- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。(2-1 から再掲)
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)

### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

## 目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### ■ 要配慮者への支援

- 要配慮者等も考慮した必要な備蓄品等の確保や避難所等の改修、配慮者へのサポート体制の構築が必要である。

#### ■ 非常時における電源等の確保

- 災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー等による非常時における電源等の確保を図る必要がある。(2-1 から再掲)

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### ■ 上水道・応急給水の確保

- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。(2-1 から再掲)
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ■ 下水道の防災対策

- 停電時を想定して配備している移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。(2-5 から再掲)

#### 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

##### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

##### ■ ヘリコプター運航の想定

- 物資の運搬や救急活動等、ヘリコプター利用の想定も必要であるため、ヘリコプターの安全な発着所を確保する必要がある。(2-2 から再掲)

##### ■ 要配慮者への支援

- 避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。(1-1 から再掲)

##### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

#### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### ■ 復旧復興に係る事前準備

- 早期復旧・復興を行うため、復興まちづくりのための事前準備を進める必要がある。
- ボランティア等を受け入れる体制を構築するため、受援計画の策定が必要である。

##### ■ 公共施設の防災機能強化

- 村施設の耐震化が行われていない集会施設等について耐震診断や耐震改修を進める必要がある。(1-1 から再掲)

##### ■ 官民連携による体制の強化

- 企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。(1-2 から再掲)

##### ■ 上水道・応急給水の確保

- 施設の更新や耐震化を推進し、災害に強い上水道システムを整備する必要がある。(2-1 から再掲)
- 災害対応において人員不足が懸念されるため、担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。(2-1 から再掲)

##### ■ 下水道の防災対策

- 停電時を想定して配備している移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。(2-5 から再掲)

##### ■ 道路の防災対策

- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

### 目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### 7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

##### ■ 公共施設の防災機能強化

- 村施設の耐震化が行われていない集会施設等について耐震診断や耐震改修を進める必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 建築物の耐震化

- 村内の一般住宅の耐震化について、耐震化の必要性や各種支援制度等の周知を図り、活用に向けた気運を高める。(1-1 から再掲)

### ■ 空き家対策

- 村内にある空き家の現状を把握し、空き家の適切な維持管理を促進する。また、危険な空き家については、除却等も含めた管理の徹底を促進する必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 道路の防災対策

- 交通障害が発生した場合の早期解消を図るため、関係機関と事前調整を行う必要がある。(1-2 から再掲)
- 未改良、未舗装の道路も現存し、車両や歩行者の安全確保に支障が生じている箇所があるため、計画的に改善を図っていく必要がある。(1-1 から再掲)

### ■ 公共施設の老朽化対策

- 村施設の計画的な維持管理等により、施設の機能維持や機能向上を図る必要がある。
- 村営住宅については、耐用年数を経過しているものもあり、建替えと長寿命化を視野に入れた計画的な改善を図る必要がある。(1-1 から再掲)

## 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

### ■ 道路の防災対策

- 交通障害が発生した場合の早期解消を図るため、関係機関と事前調整を行う必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 治水対策

- 二級河川新井田川水系瀬月内川の氾濫は、甚大な被害となることが想定されるため、河川管理者である県に対して河川改修事業の着実な実施と継続的な維持管理を働きかけ、浸水被害の低減を図る必要がある。(1-2 から再掲)
- 瀬月内ダムの氾濫浸水想定区域は、村の主要なエリアを大きく含み、有事での甚大な被害が想定されているため、瀬月内ダムの適切な維持管理や改修により、機能維持を図っていく必要がある。(1-2 から再掲)
- 災害発生の可能性や影響度合の大きい箇所を把握し、定期的な維持管理や修繕を行う必要がある。(1-2 から再掲)

### ■ 農林業基盤の強化

- 基幹水利施設の修繕更新や圃場水路等の基盤整備を進め、効率的な作業環境をはかりつつ農地や林地の災害防止に努める必要がある。(1-2 から再掲)
- 森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

### ■ 公共施設の老朽化

- 公共施設の機能を維持するため、公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。(1-1 から再掲)

### 7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### ■ 農林業基盤の強化

- 基幹水利施設の修繕更新や圃場水路等の基盤整備を進め、効率的な作業環境をはかりつつ農地や林地の災害防止に努める必要がある。(1-2 から再掲)
- 農林業の活力向上と農地・林地の適正な管理を図るため、農地の集積・流動化、新技術の導入等を図り、経営の効率化や経営基盤の強化を目指していく必要がある。
- 森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

#### ■ 担い手の確保と育成

- 農林業を中心に担い手不足が生じているため、経営体の育成・支援や企業誘致等を進め、担い手の確保と育成につなげる必要がある。

## 目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ■ 災害廃棄物処理対策

- 災害廃棄物処理対策に関する計画等がないため、関係機関と協議し、災害廃棄物処理計画（マニュアル等）を策定する必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ■ 行政情報基盤の強化

- サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。(3-1 から再掲)
- 重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。(3-1 から再掲)

#### ■ 復旧復興に係る事前準備

- 早期の復旧復興に向け、復興まちづくりのための事前準備を進める必要がある。
- 防災ボランティアの受け入れについて、周辺自治体との広域連携等による体制の強化が必要である。(2-3 から再掲)

#### ■ 地域経済の活性化

- 地域経済は厳しい状況が続いているため、既存企業への支援や企業誘致、農産物の6次産業化等、地域資源を有効活用し、地域の活性化に取り組む必要がある。

#### ■ 担い手の確保と育成

- 農林業を中心に担い手不足が生じているため、経営体の育成・支援や企業誘致等を進め、担い手の確保と育成につなげる必要がある。(7-3 から再掲)

#### ■ 定住者や移住者への支援

- 人口減少の低減を図るため、移住・定住希望者のニーズを把握した施策を講じ、移住や定住者の増加を図る必要がある。

#### ■ 地域コミュニティの強化

- 地域コミュニティの弱体化が懸念されるため、地域の課題解決に対応していく人材の確保や防災リーダーの育成が必要である。

■ 郷土を愛する人材の育成

- 本村の自然、歴史、文化、伝統を引き継いでいくため、郷土に対する愛着と誇りを持つ人材の育成を図る必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

■ 行政情報基盤の強化

- サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。(3-1 から再掲)
- 重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。(3-1 から再掲)

■ 公共施設の防災機能強化

- 村施設の耐震化が行われていない集会施設等について耐震診断や耐震改修を進める必要がある。(1-1 から再掲)
- 村施設の計画的な維持管理等により、施設の機能維持や機能向上を図る必要がある。

■ 地域経済の活性化

- 地域経済は厳しい状況が続いているため、既存企業への支援や企業誘致、農産物の 6 次産業化等、地域資源を有効活用し、地域の活性化に取り組む必要がある。(8-2 から再掲)

■ 郷土を愛する人材の育成

- 本村の自然、歴史、文化、伝統を引き継いでいくため、郷土に対する愛着と誇りを持つ人材の育成を図る必要がある。(8-2 から再掲)
- 文化財保護意識の向上や郷土芸能の後継者が不足しているため、伝統文化教育の環境整備や文化財と気軽に触れ合える施設の充実を図る必要がある。

■ 地域コミュニティの強化

- 地域コミュニティの弱体化が懸念されるため、地域の課題解決に対応していく人材の確保や防災リーダーの育成が必要である。(8-2 から再掲)

## 第5章 脆弱性評価に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）及び施策分野ごとの対応方針を次に示します。

### 1 全体事項

#### (1) 自助・共助・公助の備え

災害時の対応は、自助（自分の命は自分で守る）、共助（地域やコミュニティといった人たちが協力して助けあう）、公助（公的機関による救助・援助）の全てが大切であると言われていいます。どれか一つだけあれば良いという訳ではなく、自助・共助・公助がそれぞれうまく絡み合うことで、たとえ大きな災害があったとしても被害を最小限に抑えることができるのです。

このため、個々の防災意識を高め、防災訓練や自主防災組織の育成等を通じ、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしていけるよう、事前に備えていく必要があります。

#### (2) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害に対して被害を最小限に食い止め、復旧・復興を果たしていくためには、河川の改修や建物の耐震化、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築等のハード対策と、避難訓練の実施、農地・森林の保全、人材の育成等といったソフト対策の組み合わせによる展開が重要となります。

#### (3) 関係者相互の連携協力と人材育成

大規模自然災害に対する対応や速やかな復旧・復興を図るには、村、住民、行政機関、民間事業者等の連携協力が必須となります。そのための連携協力体制を強化していくことや各分野を担う人材の育成が必要となります。

## 2 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方針

※( )は施策分野

### 目標 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 公共施設の防災機能強化
  - ・公共施設の耐震化 (行政機能・情報通信)
  - ・本部機能の防災対策強化 (行政機能・情報通信)
- 建築物の耐震化
  - ・建築物の耐震化 (住宅・ライフライン)
- 空き家対策
  - ・危険空き家の発生防止 (住宅・ライフライン)
- 避難行動の支援
  - ・避難ルートの確認と訓練の実施 (行政機能・情報通信)
- 防災教育の実施
  - ・学校での防災教育の実施 (行政機能・情報通信)
  - ・自主防災組織の設立・育成等 (行政機能・情報通信/人材の育成)
- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
- ・避難行動要支援者に関する情報管理 (保健医療・福祉)
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (保健医療・福祉)
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
- ・避難所等の改修と備蓄品の確保 (行政機能・情報通信)
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進 (国土保全・交通)
- 地域防災力の強化
  - ・消防団員の確保 (行政機能・情報通信)
  - ・消防機器の計画的な更新 (行政機能・情報通信)
- 公共施設の老朽化対策
  - ・村営住宅の改善 (老朽化対策)
  - ・公共施設の老朽化対策 (老朽化対策)

#### 1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 公共施設の浸水被害対策
  - ・洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に位置する公共施設の浸水対策 (行政機能・情報通信)
- 治水対策
  - ・瀬月内川の河川改修 (国土保全・交通)
  - ・瀬月内ダムの機能維持 (国土保全・交通)
  - ・河川の機能維持 (国土保全・交通)
- 避難行動の支援
  - ・広域避難所や福祉避難場所の整備 (行政機能・情報通信)
  - ・避難ルートの確認と訓練の実施 (1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 防災教育の実施
  - ・学校での防災教育の実施 (1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・自主防災組織の設立・育成等 (1-1 から再掲) (行政機能・情報通信/人材の育成)

- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
  - ・避難行動要支援者に関する情報管理  
（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
  - ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
（行政機能・情報通信）
- 地域防災力の強化
  - ・消防団員の確保  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
  - ・消防機器の計画的な更新  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
  - ・自主防災組織の設立・育成等  
（1-2 防災教育の実施から再掲）  
（行政機能・情報通信/人材の育成）
  - ・地区防災計画の策定  
（行政機能・情報通信/人材の育成）
- 農林業基盤の強化
  - ・農林業の基盤整備（国土保全・交通）
- 公共施設の老朽化
  - ・公共施設の老朽化対策（老朽化対策）

### 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 地域防災力の強化
  - ・消防団員の確保  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
  - ・消防機器の計画的な更新  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
  - ・地区防災計画の策定（1-2 から再掲）  
（行政機能・情報通信/人材の育成）
- 防災教育の実施
  - ・学校での防災教育への取組み  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
  - ・自主防災組織の設立・育成等  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信/人材の育成）
- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
  - ・避難行動要支援者に関する情報管理  
（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
- ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 農林業基盤の強化
  - ・農林業の基盤整備  
（1-2 から再掲）（国土保全・交通）
- 土砂災害対策
  - ・土砂災害危険箇所の防災対策  
（国土保全・交通）
  - ・森林資源の適切な管理  
（国土保全・交通）

## 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 地域防災力の強化
  - ・ 消防団員の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・ 消防機器の計画的な更新  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・ 地区防災計画の策定 (1-2 から再掲)  
(行政機能・情報通信/人材の育成)
- 避難行動の支援
  - ・ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
- 医療体制の強化
  - ・ 広域医療連携体制の強化  
(保健医療・福祉)
  - ・ オンライン診療体制の推進  
(保健医療・福祉)
- 道路の防災対策
  - ・ 道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)
  - ・ 除雪体制の強化 (国土保全・交通)
- 公共施設の老朽化
  - ・ 公共施設の老朽化対策  
(1-1 から再掲) (老朽化対策)

## 目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

## 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命の関わる物資・エネルギー供給の停止

- 避難行動の支援
  - ・ 広域避難所や福祉避難場所の整備  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 要配慮者への支援
  - ・ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
  - ・ 避難行動要支援者に関する情報管理  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報/保健医療・福祉)
  - ・ 避難所等の改修と備蓄品の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 官民連携による体制の強化
  - ・ 企業や団体との災害時応援協定等の締結  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 上水道・応急給水の確保
  - ・ 上水道施設の災機能強化  
(住宅・ライフライン)
  - ・ 災害対応時の応急給水体制の整備  
(住宅・ライフライン)
- 企業の体質強化
  - ・ 事業継続体制の構築促進 (産業)
- 非常時における電源等の確保
  - ・ 再生可能エネルギー等による非常時における電源確保 (産業)
- 道路の防災対策
  - ・ 道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 避難行動の支援
  - ・広域避難所や福祉避難場所の整備  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
  - ・避難行動要支援者に関する情報管理  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
  - ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)
- ヘリコプター運航の想定
  - ・ヘリコプター発着所の確保  
(国土保全・交通)
- 上水道・応急給水の確保
  - ・災害対応時の応急給水体制の整備  
(2-1 から再掲) (住宅・ライフライン)
- 医療体制の強化
  - ・広域医療連携体制の強化  
(1-4 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・オンライン診療体制の推進  
(1-4 から再掲) (保健医療・福祉)
- 地域防災力の強化
  - ・自主防災組織の設立・育成等 (1-2 から再掲)  
(行政機能・情報通信/人材の育成)
  - ・地区防災計画の策定 (1-2 から再掲)  
(行政機能・情報通信/人材の育成)

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 防災ボランティアの活動支援
  - ・防災ボランティア受入れ体制の整備  
(保健医療・福祉/人材の育成)
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)
- 地域防災力の強化
  - ・消防団員の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・消防機器の計画的な更新  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・自主防災組織の設立・育成等  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信/人材の育成)
  - ・地区防災計画の策定  
(1-2 から再掲)  
(行政機能・情報通信/人材の育成)

## 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報/保健医療・福祉）
  - ・避難行動要支援者に関する情報管理（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
  - ・避難所等の改修と備蓄品の確保（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）
- ヘリコプター運航の想定
  - ・ヘリコプター発着所の確保（2-2 から再掲）（国土保全・交通）
- 医療体制の強化
  - ・広域医療連携体制の強化（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・オンライン診療体制の推進（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）
- 健康管理の意識向上
  - ・保健指導等による健康管理の実施体制の強化（保健医療・福祉）
- 非常時における電源等の確保
  - ・再生可能エネルギー等による非常時における電源確保（2-1 から再掲）（産業）
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

## 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 上水道・応急給水の確保
  - ・上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
  - ・災害対応時の応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
- 下水道の防災対策
  - ・下水道施設の防災機能強化（住宅・ライフライン）
- 医療体制の強化
  - ・広域医療連携体制の強化（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）
  - ・オンライン診療体制の推進（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）
- 疫病・感染症のまん延防止対策
  - ・感染症対策に関する研修（保健医療・福祉）
  - ・感染症対策に必要な資材等の確保（保健医療・福祉）
- 健康管理の意識向上
  - ・保健指導等による健康管理の実施体制の強化（2-4 から再掲）（保健医療・福祉）

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難行動の支援
  - ・広域避難所や福祉避難場所の整備  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者に関する情報管理  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
  - ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- ヘリコプター運航の想定
  - ・ヘリコプター発着所の確保  
(2-2 から再掲) (国土保全・交通)
- 上水道・応急給水の確保
  - ・上水道施設の防災機能強化  
(2-1 から再掲) (住宅・ライフライン)
  - ・災害対応時の応急給水体制の整備 (2-1 から再掲) (住宅・ライフライン)
- 下水道の防災対策
  - ・下水道施設の防災機能強化  
(2-5 から再掲) (住宅・ライフライン)
- 医療体制の強化
  - ・広域医療連携体制の強化  
(1-4 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・オンライン診療体制の推進  
(1-4 から再掲) (保健医療・福祉)
- 疫病・感染症のまん延防止対策
  - ・感染症対策に関する研修  
(2-5 から再掲) (保健医療・福祉)
  - ・感染症対策に必要な資材等の確保  
(2-5 から再掲) (保健医療・福祉)
- 健康管理の意識向上
  - ・保健指導等による健康管理の実施体制の強化 (2-4 から再掲) (保健医療・福祉)
- こころのケア体制の確保
  - ・こころのケアに関する相談員の確保  
(保健医療・福祉)

## 目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 公共施設の防災対策
  - ・公共施設の耐震化 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信)
  - ・本部機能の防災対策強化  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 公共施設の浸水被害対策
  - ・洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に位置する公共施設の浸水対策  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 行政情報基盤の強化
  - ・サーバー機器等の耐震対応  
(行政機能・情報通信)
  - ・重要データのバックアップ体制の構築  
(行政機能・情報通信)
- 業務継続計画の策定
  - ・業務継続計画 (BCP) の策定  
(行政機能・情報通信)
- 公共施設の老朽化対策
  - ・公共施設の老朽化対策  
(1-1 から再掲) (老朽化対策)

## 目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ■ 防災教育の実施

- ・学校での防災教育の実施  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- ・自主防災組織の設立・育成等 (1-1 から再掲) (行政機能・情報通信/人材の育成)

#### ■ 要配慮者への支援

- ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
- ・避難行動要支援者に関する情報管理  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定  
(1-1 から再掲) (保健医療・福祉)

- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1 から再掲)  
(行政機能・情報通信/保健医療・福祉)
- ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
(1-1 から再掲) (行政機能・情報通信)

#### ■ 地域防災力の強化

- ・自主防災組織の設立・育成等 (1-2 から再掲) (行政機能・情報通信/人材の育成)
- ・地区防災計画の策定 (1-2 から再掲)  
(行政機能・情報通信/人材の育成)

## 目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下

#### ■ 企業の体質強化

- ・事業継続体制の構築促進 (産業)
- ・企業経営に関する研修会の開催 (産業)
- ・被災企業への金融支援策の検討 (産業)

#### ■ 道路の防災対策

- ・道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)

### 5-2 食料等の安定供給の停滞

#### ■ 官民連携による体制の強化

- ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
(1-2 から再掲) (行政機能・情報通信)

#### ■ 道路の防災対策

- ・道路整備の推進  
(1-1 から再掲) (国土保全・交通)

#### ■ 上水道・応急給水の確保

- ・上水道施設の防災機能強化  
(2-1 から再掲) (住宅・ライフライン)
- ・災害対応時の応急給水体制の整備  
(2-1 から再掲) (住宅・ライフライン)

## 目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 要配慮者への支援
  - ・避難所等の改修と備蓄品の確保  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 非常時における電源等の確保
  - ・再生可能エネルギー等による非常時における電源確保  
（2-1 から再掲）（産業）

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 上水道・応急給水の確保
  - ・上水道施設の防災機能強化  
（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
  - ・災害対応時の応急給水体制の整備  
（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

### 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道の防災対策
  - ・下水道施設の防災機能強化（2-5 から再掲）（住宅・ライフライン）

### 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結  
（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）
- ヘリコプター運航の想定
  - ・ヘリコプター発着所の確保  
（2-2 から再掲）（国土保全・交通）
- 要配慮者への支援
  - ・避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築  
（1-1 から再掲）  
（行政機能・情報通信/保健医療・福祉）
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進  
（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

## 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 復旧復興に係る事前準備
  - ・復興まちづくりのための事前準備の実施（行政機能・情報通信）
- 防災ボランティアの活動支援
  - ・防災ボランティア受入れ体制（受援計画）の整備（保健医療・福祉/人材の育成）
- 公共施設の防災機能強化
  - ・公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 官民連携による体制の強化
  - ・企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 上水道・応急給水の確保
  - ・上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
  - ・災害対応時の応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
- 下水道の防災対策
  - ・下水道施設の防災機能強化（2-5 から再掲）（住宅・ライフライン）
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

## 目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 公共施設の防災機能強化
  - ・公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- 建築物の耐震化
  - ・建築物の耐震化（1-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
- 空き家対策
  - ・危険空き家の発生防止（1-1 から再掲）（住宅・ライフライン）
- 道路の防災対策
  - ・道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）
- 公共施設の老朽化対策
  - ・村営住宅の改善（1-1 から再掲）（老朽化対策）
  - ・公共施設の老朽化対策（1-1 から再掲）（老朽化対策）

### 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 治水対策
  - ・瀬月内川の河川改修（1-2 から再掲）（国土保全・交通）
  - ・瀬月内ダムの機能維持（1-2 から再掲）（国土保全・交通）
  - ・河川の機能維持（1-2 から再掲）（国土保全・交通）
- 土砂災害対策
  - ・土砂災害危険箇所の防災対策（1-3 から再掲）（国土保全・交通）
  - ・森林資源の適切な管理（1-3 から再掲）（国土保全・交通）

- 農林業基盤の強化
  - ・農林業の基盤整備  
(1-2 から再掲) (国土保全・交通)
- 公共施設の老朽化対策
  - ・公共施設の老朽化対策  
(1-1 から再掲) (老朽化対策)

### 7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農林業基盤の強化
  - ・農林業の基盤整備  
(1-2 から再掲) (国土保全・交通)
- 土砂災害対策
  - ・土砂災害危険箇所の防災対策  
(1-3 から再掲) (国土保全・交通)
  - ・森林資源の適切な管理  
(1-3 から再掲) (国土保全・交通)
- 担い手の確保と育成
  - ・担い手の確保と育成  
(産業/人材の育成)

## 目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理対策
  - ・災害廃棄物処理対策の構築 (国土保全・交通)

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 行政情報基盤の強化
  - ・サーバー機器等の耐震対応  
(3-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
  - ・重要データのバックアップ体制の構築  
(3-1 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 復旧復興に係る事前準備
  - ・復興まちづくりのための事前準備の実施  
(6-5 から再掲) (行政機能・情報通信)
- 防災ボランティアの活動支援
  - ・防災ボランティア受入れ体制(受援計画)の整備  
(保健医療・福祉/人材の育成)
- 地域経済の活性化
  - ・地域資源の有効活用による活性化対策の推進 (産業)
- 担い手の確保と育成
  - ・担い手の確保と育成  
(7-3 から再掲) (産業/人材の育成)
- 定住者や移住者への支援
  - ・移住・定住希望者への施策の推進  
(人材の育成)
- 地域コミュニティの強化
  - ・地域リーダーの育成 (人材の育成)
- 郷土を愛する人材の育成
  - ・郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成  
(人材の育成)

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### ■ 行政情報基盤の強化

- ・サーバー機器等の耐震対応  
（3-1 から再掲）（行政機能・情報通信）
- ・重要データのバックアップ体制の構築  
（3-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

#### ■ 公共施設の防災機能強化

- ・公共施設の耐震化  
（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

#### ■ 地域経済の活性化

- ・地域資源の有効活用による活性化対策の推進（産業）

#### ■ 公共施設の老朽化対策

- ・公共施設の老朽化対策  
（1-1 から再掲）（老朽化対策）

#### ■ 郷土を愛する人材の育成

- ・郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成  
（8-2 から再掲）（人材の育成）
- ・伝統文化教育の環境整備（人材の育成）

#### ■ 地域コミュニティの強化

- ・地域リーダーの育成  
（8-2 から再掲）（人材の育成）

### 3 施策分野ごとの対応方策

#### 施策分野 1 行政機能・情報通信

##### ☆公共施設の耐震化（1-1,3-1,6-5,7-1,8-3）

耐震化が行われていない公共施設について、耐震診断や耐震改修を進め、耐震化率を向上させる。

##### ☆本部機能の防災対策強化（1-1,1-2,3-1）

災害対策の本部となる庁舎の適切な維持管理を行う他、事前に本部代替庁舎を選定し、本部機能の防災対策強化を進める。

##### ☆公共施設の浸水被害対策（1-2,3-1）

洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に位置する主要な公共施設に関して、浸水被害対策を講じる。

##### ☆業務継続計画（BCP）の策定（3-1）

被災により資源が制約される条件下においても非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画（BCP）を策定する。

##### ☆避難ルートの確認と訓練の実施（1-1,1-2）

災害時の安全かつ確実な避難に向け、避難場所等への避難ルートを確認し、避難訓練を実施する。

##### ☆避難所等の改修と備蓄品の確保（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,6-1）

要配慮者にも考慮した避難所等の改修と防災倉庫の整備及び備蓄品の確保を図る。

##### ☆広域避難所や福祉避難場所の整備（1-2,2-1,2-2,2-6）

広域避難場所や福祉避難場所の整備を図る。

##### ☆要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1）

要配慮者利用施設の避難確保計画の策定とサポート体制の構築を推進する。

##### ☆避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1,1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,4-1,6-4）

避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築を図る。

##### ☆企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2,1-3,2-1,2-2,2-3,2-4,2-5,2-6,5-2,6-4,6-5）

災害時に協力を得られる企業や団体との協定締結を進める。

##### ☆復興まちづくりのための事前準備の実施（6-5,8-2）

国で示しているガイドラインを参考に復興まちづくりのための事前準備に取り組む。

##### ☆消防団員の確保（1-1,1-2,1-3,1-4,2-3）

消防団員（基本団員）の確保に努め、消防活動の充実を図る。

##### ☆消防機器の計画的な更新（1-1,1-2,1-3,1-4,2-3）

消防機器の更新を計画的に実施する。

##### ☆学校での防災教育の実施（1-1,1-2,1-3,4-1）

小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育に取り組む。

##### ☆自主防災組織の設立・育成等（1-1,1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）

自主防災組織の活動内容の周知を図り、設立や育成を推進する。

##### ☆地区防災計画の策定（1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）

各地域の特性踏まえた地区防災計画を住民とともに策定し、周知を図る。

☆サーバー機器等の耐震対応（3-1,8-2,8-3）

役場内のサーバー機器やラックについて耐震化を行う。

☆重要データのバックアップ体制の構築（3-1,8-2,8-3）

役場内の重要データのバックアップ体制を構築する。

## 施策分野2 住宅・ライフライン

☆建築物の耐震化（1-1,7-1）

耐震化の必要性や各種支援制度等の周知を図り、住宅の耐震化を促進する。

☆危険空き家の発生防止（1-1,7-1）

空き家の適切な維持管理に関する働きかけを行う。

☆上水道施設の防災機能強化（2-1,2-5,2-6,5-2,6-2,6-5）

上水道施設の耐震化を推進する。

☆災害対応時の応急給水体制の整備（2-1,2-2,2-5,2-6,5-2,6-2,6-5）

担当職員の確保及び災害時における周辺自治体との協力体制を構築する。

☆下水道施設の防災機能強化（2-5,2-6,6-3,6-5）

汚水処理施設及び災害時対応における機器の整備促進を図る。

## 施策分野3 保健医療・福祉

☆避難行動要支援者に関する情報管理（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1）

避難行動要支援者台帳システムの改修と情報の適宜更新を実施する。

☆避難行動要支援者の個別避難計画の策定（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,4-1）

避難行動要支援者の状況に応じて、個別避難計画を策定する。

☆要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1）（行政機能・情報通信から再掲）

要配慮者利用施設の避難確保計画の策定とサポート体制の構築を推進する。

☆避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1,1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,4-1,6-4）（行政機能・情報通信から再掲）

避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築を図る。

☆広域医療の連携強化（1-4,2-2,2-4,2-5,2-6）

周辺自治体の他、県や関係機関との連携を強め、医療体制の強化を図る。

☆オンライン診療体制の推進（1-4,2-2,2-4,2-5,2-6）

関係機関と連携を図り、オンライン診療体制の構築を推進する。

☆防災ボランティア受入れ体制（受援計画）の整備（2-3,6-5,8-2）

防災ボランティアを受け入れる体制（受援計画）を整備する。

☆感染症対策に関する研修（2-5,2-6）

避難所の開設や運営に係る関係者への感染対策の研修を実施する。

☆感染症対策に必要な資材等の確保（2-5,2-6）

感染対策に必要な衛生資材等を確認する。

☆保健指導等による健康管理の実施体制の強化（2-4,2-5,2-6）

関係機関との連携等により保健指導の実施体制の充実を図る。

☆こころのケアに関する相談員の確保（2-6）

関係機関との連携等により相談体制の充実を図る。

#### 施策分野4 産業

☆事業継続体制の構築促進（2-1,5-1）

事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

☆非常時における電源等の確保（2-1,2-4,6-1）

村内において再生可能エネルギー等により非常時における電源等の確保を図る。

☆企業経営に関する研修の開催（5-1）

商工会等と連携し企業経営に関する研修の開催や支援を実施する。

☆被災企業への金融支援策の検討（5-1）

被災した企業への金融支援策について、金融機関や商工会等と検討を行う。

☆担い手の確保と育成（7-3,8-2）

雇用機会の拡大により担い手の確保と育成を図る。

☆地域資源の有効活用による活性化対策の推進（8-2,8-3）

官民連携による地域資源を活かした活性化対策を推進する。

#### 施策分野5 国土保全・交通

☆道路整備の推進（1-1,1-4,2-1,2-2,2-3,2-4,5-1,5-2,6-4,6-5,7-1）

道路の安全性向上と道路ネットワークの形成を推進する。

☆瀬月内川の河川改修（1-2,7-2）

二級河川新井田川水系瀬月内川の河川改修の実施と継続的な維持管理を県に要望する。

☆瀬月内ダムの機能維持（1-2,7-2）

瀬月内ダムの定期的な点検及び維持管理により機能を維持する。

☆河川の機能維持（1-2,7-2）

村が管理している河川について定期的な維持管理を行い、機能を維持する。

☆農林業の基盤整備（1-2,1-3,7-2,7-3）

農林業の基盤整備の推進を図る。

☆土砂災害危険箇所の防災対策（1-3,7-2,7-3）

関係機関とともに土砂災害危険箇所の防災対策を推進する。

☆森林資源の適切な管理（1-3,7-2,7-3）

森林の保全・育成や生産基盤の整備範囲を拡大し、森林の荒廃による災害を防ぐ。

☆除雪体制の強化（1-4）

除雪基地や除雪車の整備と継続的な除雪作業員の確保による除雪体制を強化する。

☆ヘリコプター発着所の確保（2-2,2-4,2-6,6-4）

ヘリコプターの運航を想定し、発着所を確保する。

☆災害廃棄物処理対策の構築（8-1）

二戸地区広域行政事務組合とともに災害廃棄物処理計画（マニュアル）を策定する。

## 施策分野6 人材の育成

☆自主防災組織の設立・育成等（1-1,1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）（施策分野「行政機能・情報通信」から再掲）

自主防災組織の活動内容の周知を図り、設立や育成を推進する。

☆地区防災計画の策定（1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）（施策分野「行政機能・情報通信」から再掲）

各地域の特性踏まえた地区防災計画を住民とともに策定し、周知を図る。

☆防災ボランティア受入れ体制（受援計画）の整備（2-3,6-5,8-2）（施策分野「保健医療・福祉」から再掲）

防災ボランティアを受け入れる体制（受援計画）を整備する。

☆担い手の確保と育成（7-3,8-2）（施策分野「産業」から再掲）

雇用機会の拡大により担い手の確保と育成を図る。

☆移住・定住希望者への施策の推進（8-2）

希望者のニーズにマッチした移住・定住対策を推進する。

☆地域リーダーの育成（8-2,8-3）

地域の課題快活に対応する人材や防災リーダー（防災士等）の育成を推進する。

☆郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成（8-2,8-3）

本村の自然、歴史、文化、伝統を学び、郷土に対する愛着と誇りを持つ人材の育成を図る。

☆伝統文化教育の環境整備（8-3）

地域に根ざした伝統文化教育の環境整備を促進する。

## 施策分野7 老朽化対策

☆村営住宅の改善（1-1,7-1）

建替えと長寿命化を視野に入れた計画的な維持管理運営を行う。

☆公共施設の老朽化対策（1-1,1-2,1-4,3-1,7-1,7-2）

公共施設総合管理計画に基づき効率的な公共施設の維持管理運営を行う。

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 重点施策

#### (1) 重点施策の選定方法

重点施策は、第5章に示している脆弱性評価の結果に基づく対応方策として掲げた施策のうち、計画期間内において優先的に取り組む施策として、①影響の大きさ ②緊急度 ③進捗状況 ④平時の活用 の視点から総合的に勘案して選定しました。

#### (2) 重点化施策(個別施策分野)

##### 施策分野1 行政機能・情報通信

###### ☆公共施設の耐震化 (1-1,3-1,6-5,7-1,8-3)

庁舎、小中学校、体育施設、公民館について耐震改修が完了しているが、集会施設を中心に耐震改修が行われていない施設の耐震診断や耐震改修を行い、公共施設の耐震化率を向上させる。

###### ☆公共施設の浸水被害対策 (1-2,3-1)

洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に位置する主要な公共施設に関して、避難経路、避難方法、資機材の保全、代替施設の選定等の浸水被害対策を講じる。

###### ☆業務継続計画 (BCP) の策定 (3-1)

被災により、人、物、情報等の資源が制約される条件下においても、村の非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画 (BCP) を国で公表しているガイドを参考に策定する。

###### ☆避難ルートの確認と訓練の実施 (1-1,1-2)

起こりうる自然災害を想定した避難方法や計画をそのケースごとに策定し、様々な想定に基づき、避難訓練を実施する。また、避難訓練により得られた知見で必要に応じて、避難方法や計画の見直しを行う等、災害時の安全かつ確実な避難に向けた意識向上や避難体制を整えていく。

###### ☆避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1,6-1)

避難所や一時避難場所の利用者は様々な人が使用するため、バリアフリー化やプライバシー確保等、高齢者や要配慮者等といった様々な人の使用を想定した避難所等の改修と備蓄品の確保を図る。

###### ☆要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1)

現在、要配慮者利用施設の避難確保計画を策定している施設は3施設であり、計画策定に至っていない施設もあることから、要配慮者の特性を踏まえつつ、時間帯や季節、災害種類等、ケースの応じた避難確保計画の策定を推進する。

また、要配慮者の避難には「避難支援者」が必要であり、地域での対応やボランティア、施設の従業員等によるサポート体制の構築を推進する。

### ☆避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1,1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,4-1,6-4）

災害に関する避難行動要支援者への情報の周知方法や災害が発生した際の避難行動要支援者の安否等の状況確認を行う体制を構築する。

### ☆消防団員の確保（1-1,1-2,1-3,1-4,2-3）

人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっていることから、平成27年度に機能別消防団員制度の導入を図っているが、防災活動の充実を図るために継続して消防団員の確保が必要であるため、基本団員を中心とした消防団員の確保に取り組む。

### ☆消防機器の計画的な更新（1-1,1-2,1-3,1-4,2-3）

災害時等の対応に備えるため、消防機器の更新を計画的に実施する。

### ☆自主防災組織の設立・育成等（1-1,1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）

地区における自主防災組織は設立されていないことから、共助の中心となる自主防災組織の活動内容の周知と理解を深め、各地区での設立を促すとともに、避難訓練や避難所運営訓練等を通じた活動による組織の育成を進め、住民の自主的な防災活動の意識向上と地区住民による防災力の向上を図る。

### ☆サーバー機器等の耐震対応（3-1,8-2,8-3）

役場内の重要データを保持するため、役場内のサーバー機器やラックについて耐震化を行う。

### ☆重要データのバックアップ体制の構築（3-1,8-2,8-3）

役場内の重要データを保持するため、クラウド導入等バックアップ体制を構築する。

## 施策分野2 住宅・ライフライン

### ☆建築物の耐震化（1-1,7-1）

旧耐震基準（1981年6月以前）で建築された住宅について、耐震化を進める必要があるが、経済的な費用負担が発生するため、耐震改修が進んでいない状況が考えられる。このため、耐震化の必要性や各種支援制度等の周知を図り、住宅の耐震化を促進する。

### ☆上水道施設の防災機能強化（2-1,2-5,2-6,5-2,6-2,6-5）

これまで計画的に老朽管の更新・耐震化を進めてきているが、今後は管路以外の施設も含め、老朽化した施設の更新を計画的に進め、施設の耐震化を図る。

### ☆災害対応時の応急給水体制の整備（2-1,2-2,2-5,2-6,5-2,6-2,6-5）

災害対策用応急給水槽を整備し、災害発生フローにより有事への対応を定めているが、被害規模が大きい場合、現在の体制では対応が困難となるため、担当職員の確保や災害時における周辺自治体との協力体制の構築を図る。

### ☆下水道施設の防災機能強化（2-5,2-6,6-3,6-5）

汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率を高める。また、停電時の汚水処理に必要な発電設備を整備する等、防災対策機能の向上を図る。

☆要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築（1-1,1-2,1-3,2-1,2-2,2-4,2-6,4-1）（行政機能・情報通信から再掲）

現在、要配慮者利用施設の避難確保計画を策定している施設は3施設であり、計画策定に至っていない施設もあることから、要配慮者の特性を踏まえつつ、時間帯や季節、災害種類等、ケースの応じた避難確保計画の策定を推進する。

また、要配慮者の避難には「避難支援者」が必要であり、地域での対応やボランティア、施設の従業員等によるサポート体制の構築を推進する。

☆避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1,1-2,1-3,1-4,2-1,2-2,2-4,4-1,6-4）（行政機能・情報通信から再掲）

災害に関する避難行動要支援者への情報の周知方法や災害が発生した際の避難行動要支援者の安否等の状況確認を行う体制を構築する。

☆広域医療の連携強化（1-4,2-2,2-4,2-5,2-6）

村内の病院は、岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、通常時においても特に夜間・休日の救急医療体制への不安が生じているため、周辺自治体や県、関係機関との連携を強め、災害時だけでなく通常時での対応を想定した医療体制の強化を図る。

☆感染症対策に必要な資材等の確保（2-5,2-6）

災害時での感染症対策を考慮した資材等は確保していないため、消毒薬、使い捨て手袋・エプロン、マスク、パーテーション等の感染症対策に必要な資材等を確保する。

☆保健指導等による健康管理の実施体制の強化（2-4,2-5,2-6）

集団健診による特定健診とがん検診において、受診率は40歳代から50歳代が低迷している。また、保健師による健康指導は、特定検診等の希望者のみであることから、広報などでの周知や結果説明会・相談会・ヘルシー食生活教室等の開催により、住民の健康に対する意識の向上を図り、各種健診の受診率向上と健康指導の希望者数の増加を図る。

☆こころのケアに関する相談員の確保（2-6）

保健師による相談対応は、通常時においても人員不足の状況となっており、災害時においては、さらに対応が困難となるため、関係機関との連携やボランティアスタッフの活用を図るなど、人員を確保するための事前準備を行う。

## 施策分野4 産業

### ☆非常時における電源等の確保 (2-1,2-4,6-1)

公共施設において、一部に太陽光発電システムが整備されているが、役場庁舎や各支所等の主要な公共施設には未整備となっているため、役場庁舎や各支所等への太陽光発電システムの整備を進める。また、公共施設以外においても太陽光発電やバイオマスエネルギー等により非常時における電源等の確保を図る。

### ☆担い手の確保と育成 (7-3,8-2)

新卒者ふるさと雇用支援奨励金制度や次世代人材投資事業等による認定新規就農者の支援、(株)ナインズファームでの新規就農者の研修を行っているが、依然として担い手不足は続いているため、経営体の育成・強化や企業誘致を進め、雇用機会の拡大により、担い手の確保と育成を促進する。

### ☆地域資源の有効活用による活性化対策の推進 (8-2,8-3)

これまでの村の特産品や観光地の PR やイベントによる活性化対策に加え、村内のグループ、コミュニティ、企業等の様々な活動を推進する。

## 施策分野5 国土保全・交通

### ☆道路整備の推進 (1-1,1-4,2-1,2-2,2-3,2-4,5-1,5-2,6-4,6-5,7-1)

村道は、改良率や舗装率で県平均を上回っており、整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所があることから、計画的な整備と継続的な維持改善による道路の安全性向上と道路ネットワークの形成を推進する。

### ☆瀬月内川の河川改修 (1-2,7-2)

二級河川新井田川水系瀬月内川は、本村の主要施設が集中する中心部を縦断しており、平成5年7月の豪雨により浸水被害が発生している。このことから、平成9年度から県による河川改修が実施しているが、現在まで完成に至っていないため、早期完了と併せて継続的な維持管理を県に要望する。

### ☆瀬月内ダムの機能維持 (1-2,7-2)

瀬月内ダムの氾濫浸水想定区域は、村の主要施設や市街地等を大きく含み、甚大な被害が警戒されているため、定期的な点検や維持管理により機能の維持を図る。

### ☆河川の機能維持 (1-2,7-2)

村が管理している河川について、災害発生の可能性や災害発生による地域への影響度合いを把握しながら、定期的な維持管理や修繕を行う。

### ☆農林業の基盤整備 (1-2,1-3,7-2,7-3)

農林業の振興を図るため、基幹水利施設の修繕・更新や圃場水路等の強化を進めているが、未整備箇所は多く残されている。農地や山林は、防災面において洪水防止機能や土壌侵食防止機能、地下水涵養機能などの機能も有しているため、引き続き基盤整備を計画的に推進する。

### ☆土砂災害危険箇所の防災対策 (1-3,7-2,7-3)

令和2年3月現在で県が公表している本村内で土砂災害が発生するおそれのある土地の区域は、急傾斜地崩壊危険箇所が36箇所、土石流危険渓流が30箇所、地すべりが1箇所となっている。土地所有者への意識啓発を図るとともに、がけ崩れ危険住宅移転促進事業の導入や施設整備事業の導入等について県と協議し、土砂災害に対する防災対策を推進する。

#### ☆森林資源の適切な管理（1-3,7-2,7-3）

森林の適切な維持管理の重要性について意識啓発を通じて多くの森林所有者からの了解を得、各種計画や支援制度の活用により、森林の保全・育成や生産基盤の整備範囲を拡大する。

#### ☆除雪体制の強化（1-4）

除雪体制の強化と効率的な除雪作業を行うため、民間事業者等との連携をさらに強め、除雪基地の早期整備、除雪車等の適切な配置、継続的な除雪作業員の確保を図る。

## 施策分野6 人材の育成

#### ☆自主防災組織の設立・育成等（1-1,1-2,1-3,2-2,2-3,4-1）（施策分野「行政機能・情報通信」から再掲）

地区における自主防災組織は設立されていないことから、共助の中心となる自主防災組織の活動内容の周知と理解を深め、各地区での設立を促すとともに、避難訓練や避難所運営訓練等を通じた活動による組織の育成を進め、住民の自主的な防災活動の意識向上と地区住民による防災力の向上を図る。

#### ☆担い手の確保と育成（7-3,8-2）（施策分野「産業」から再掲）

新卒者ふるさと雇用支援奨励金制度や次世代人材投資事業等による認定新規就農者の支援、(株)ナインズファームでの新規就農者の研修を行っているが、依然として担い手不足は続いているため、経営体の育成・強化や企業誘致を進め、雇用機会の拡大により、担い手の確保と育成を促進する。

## 施策分野7 老朽化対策

#### ☆村営住宅の改善（1-1,7-1）

村営住宅は平成元年度から平成21年度にかけて101戸建築し、若者定住促進住宅は平成22年度から令和2年度にかけて28戸建築している。これらの住宅の良好な住環境を維持していくため、建替えと長寿命化に関する方針を決め、適切な改善を行う。

#### ☆公共施設の老朽化対策（1-1,1-2,1-4,3-1,7-1,7-2）

公共施設総合管理計画に基づき、公共施設の維持管理や更新等を進めているが、適宜、進行状況や実施状況の検証と改善を行いながら、公共施設全体の効率的な維持管理運営を行う。

(3) 系統図

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策 (★=重点施策)
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	★ 公共施設の耐震化 本部機能の防災対策強化 ★ 避難ルートの確認と訓練の実施 学校での防災教育の実施 ★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 ★ 消防団員の確保 ★ 消防機器の計画的な更新 ★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 ★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 ★ 自主防災組織の設立・育成等 ★ 建築物の耐震化 危険空き家の発生防止 避難行動要支援者に関する情報管理 避難行動要支援者の個別避難計画の策定
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	★ 道路整備の推進 ★ 村営住宅の改善 ★ 公共施設の老朽化対策 ★ 公共施設の浸水被害対策 本部機能の防災対策強化 広域避難所や福祉避難場所の整備 ★ 避難ルートの確認と訓練の実施 (1-1から再掲) 学校での防災教育の実施 (1-1から再掲) ★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲) 企業や団体との災害時応援協定等の締結 ★ 消防団員の確保 (1-1から再掲) ★ 消防機器の計画的な更新 (1-1から再掲) ★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲) ★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲) ★ 自主防災組織の設立・育成等 (1-1から再掲) 地区防災計画の策定
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉 行政機能・情報通信/人材の育成	★ 瀬月内川の河川改修 ★ 瀬月内ダムの機能維持 ★ 河川の機能維持 ★ 農林業の基盤整備 避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)
1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	★ 公共施設の老朽化対策 (1-1から再掲) 企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲) ★ 消防団員の確保 (1-1から再掲) ★ 消防機器の計画的な更新 (1-1から再掲) 学校での防災教育への取り組み (1-1から再掲) ★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲) ★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲) ★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲) 地区防災計画の策定 (1-2から再掲) ★ 自主防災組織の設立・育成等 (1-1から再掲) ★ 農林業の基盤整備 (1-2から再掲) ★ 土砂災害危険箇所の防災対策 ★ 森林資源の適切な管理 避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)	
		国土保全・交通 保健医療・福祉 老朽化対策	
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉 行政機能・情報通信/人材の育成	
		国土保全・交通 保健医療・福祉	

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策 (★=重点施策)
目標1 直接死を最大限防ぐ	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	行政機能・情報通信	★ 消防団員の確保 (1-1から再掲)
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉	★ 消防機器の計画的な更新 (1-1から再掲)
		保健医療・福祉	★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲)
		国土保全・交通	★ 広域医療連携強化 オンライン診療体制の推進
		老朽化対策	★ 道路整備の推進 (1-1から再掲) ★ 除雪体制の強化 ★ 公共施設の老朽化対策 (1-1から再掲)
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	行政機能・情報通信	広域避難所や福祉避難所の整備 (1-2から再掲)
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉	★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲)
		住宅・ライフライン	企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲)
		保健医療・福祉	★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲)
		産業	★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲)
		国土保全・交通	★ 上水道施設の防災機能強化
		行政機能・情報通信	★ 災害対応時の応急給水体制の整備
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉	避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲)
		行政機能・情報通信/人材の育成	避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)
		住宅・ライフライン	事業継続体制の構築促進
	保健医療・福祉	★ 非常時における電源等の確保	
	国土保全・交通	★ 道路整備の推進 (1-1から再掲)	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	行政機能・情報通信	広域避難所や福祉避難所の整備 (1-2から再掲)
		行政機能・情報通信/保健医療・福祉	★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲)
		行政機能・情報通信/人材の育成	企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲)
		住宅・ライフライン	★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲)
		保健医療・福祉	★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲)
		国土保全・交通	★ 自主防災組織の設立・育成等 (1-1から再掲)
		行政機能・情報通信	地区防災計画の策定 (1-2から再掲)
		行政機能・情報通信/人材の育成	★ 災害対応時の応急給水体制の整備 (2-1から再掲)
保健医療・福祉/人材の育成		避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲)	
国土保全・交通		避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)	
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	行政機能・情報通信	★ 広域医療連携体制の強化 (1-4から再掲)	
	行政機能・情報通信/人材の育成	オンライン診療体制の推進 (1-4から再掲)	
	保健医療・福祉/人材の育成	★ 道路整備の推進 (1-1から再掲)	
	国土保全・交通	★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲)	
	行政機能・情報通信	企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲)	
	行政機能・情報通信/人材の育成	★ 消防団員の確保 (1-1から再掲)	
	保健医療・福祉/人材の育成	★ 消防機器の計画的な更新 (1-1から再掲)	
	国土保全・交通	★ 自主防災組織の設立・育成等 (1-1から再掲)	
	行政機能・情報通信	地区防災計画の策定 (1-2から再掲)	
	行政機能・情報通信/保健医療・福祉	防災ボランティア受入れ体制(受援計画)の整備	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	保健医療・福祉	★ 道路整備の推進 (1-1から再掲)	
	産業	★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲)	
	国土保全・交通	企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲)	
	行政機能・情報通信	★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲)	
	行政機能・情報通信/保健医療・福祉	★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲)	
	保健医療・福祉	避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲)	
	産業	避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)	
	国土保全・交通	★ 広域医療連携強化 (1-4から再掲)	
	オンライン診療体制の推進 (1-4から再掲)		
	★ 保健指導等による健康管理の実施体制の強化		
	★ 非常時における電源等の確保 (2-1から再掲)		
	★ 道路整備の推進 (1-1から再掲)		
	ヘリコプター発着所の確保(2-2から再掲)		

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方針 (★=重点施策)
目標2 生 救 活 助 環 環 境 境 を 確 急 実 を 確 実 実 に 確 保 保 す 保 る 保 る  速 活 に 動 迅 活 速 動 に 迅 行 速 わ 行 れ ら る れ と ら と ら も ら に ら 、 ら 被 被 災 災 者 者 等 等 の の 健 健 康 康 ・ 避 避 難 難	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	行政機能・情報通信  住宅・ライフライン  保健医療・福祉	企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲) ★ 上水道施設の防災機能強化 (2-1から再掲) ★ 災害対応時の応急給水体制の整備 (2-1から再掲) ★ 下水道施設の防災機能強化 ★ 広域医療連携体制の強化 (1-4から再掲) オンライン診療体制の推進 (1-4から再掲) 感染症対策に関する研修 ★ 感染症対策に必要な資材等の確保 ★ 保健指導等による健康管理の実施体制の強化 (2-4から再掲)
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	行政機能・情報通信  行政機能・情報通信/保健医療・福祉  住宅・ライフライン  保健医療・福祉  国土保全・交通	広域避難所や福祉避難場所の整備 (1-2から再掲) ★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲) 企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲) ★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲) ★ 上水道施設の防災機能強化 (2-1から再掲) ★ 災害対応時の応急給水体制の整備 (2-1から再掲) ★ 下水道施設の防災機能強化 (2-5から再掲) 避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲) ★ 広域医療連携体制の強化 (1-4から再掲) オンライン診療体制の推進 (1-4から再掲) 感染症対策に関する研修 (2-5から再掲) ★ 感染症対策に必要な資材等の確保 (2-5から再掲) ★ こころのケアに関する相談員の確保 ★ 保健指導等による健康管理の実施体制の強化 (2-4から再掲) ヘリコプター発着所の確保(2-2から再掲)
目標3 能 必 は 要 確 不 保 確 す 保 可 可 欠 欠 な な 行 行 政 政 機 機	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機能・情報通信  老朽化対策	★ 公共施設の耐震化 (1-1から再掲) 本部機能の防災対策強化 (1-1から再掲) ★ 公共施設の浸水被害対策 (1-2から再掲) ★ サーバー機器等の耐震対応 ★ 重要データのバックアップ体制の構築 ★ 業務継続計画 (BCP) の策定 ★ 公共施設の老朽化対策 (1-1から再掲)
目標4 確 機 必 保 能 要 す 不 情 可 報 欠 サ な ー 報 し 欠 情 報 ビ 欠 ス 報 通 報 は 通 は 信	4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	行政機能・情報通信  行政機能・情報通信/保健医療・福祉  行政機能・情報通信/人材の育成  保健医療・福祉	学校での防災教育の実施 (1-1から再掲) ★ 避難所等の改修と備蓄品の確保 (1-1から再掲) ★ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及びサポート体制の構築 (1-1から再掲) ★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築 (1-1から再掲) ★ 自主防災組織の設立育成等 (1-1から再掲) 地区防災計画の策定 (1-2から再掲) 避難行動要支援者に関する情報管理 (1-1から再掲) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定 (1-1から再掲)
目標5 陥 経 ら 済 せ 活 な 動 い を 機 能 能 不 全 全 に 全	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業等の生産力低下  5-2 食料等の安定供給の停滞	産業  国土保全・交通  行政機能・情報通信  住宅・ライフライン  国土保全・交通	事業継続体制の構築促進 企業経営に関する研修会の開催 被災企業への金融支援策の検討 ★ 道路整備の推進 (1-1から再掲) 企業や団体との災害時応援協定等の締結 (1-2から再掲) ★ 上水道施設の防災機能強化 (2-1から再掲) ★ 災害対応時の応急給水体制の整備 (2-1から再掲) ★ 道路整備の推進 (1-1から再掲)

目標	リスクシナリオ	施策分野	対応方策 (★=重点施策)
目標6 等 の ラ イ フ ラ イ ン を 最 小 限 に 燃 料 留 め る と 施 設 に 、 交 通 ネ ッ ト ワ ー ク	6-1 電力供給ネットワーク（発電 電所、送配電設備）や石油・ LPガスサプライチェーン等 の長期間にわたる機能の停止	行政機能・情報通信 産業 住宅・ライフライン	★ 避難所等の改修と備蓄品の確保（1-1から再掲） ★ 非常時における電源等の確保（2-1から再掲） ★ 上水道施設の防災機能強化（2-1から再掲） ★ 災害対応時の応急給水体制の整備（2-1から再掲）
	6-2 上水道等の長期間にわたる 供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間に わたる機能停止 6-4 基幹的交通から地域交通網 まで、交通インフラの長期 間にわたる機能停止	住宅・ライフライン 行政機能・情報通信 行政機能・情報通信/保健医療・福祉 国土保全・交通 行政機能・情報通信	★ 企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2から再掲） ★ 避難行動要支援者への情報周知及び安否確認体制の構築（1-1から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲） ヘリコプター発着所の確保(2-2から再掲) 復興まちづくりのための事前準備の実施 ★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） 企業や団体との災害時応援協定等の締結（1-2から再掲） ★ 上水道施設の防災機能強化（2-1から再掲） ★ 災害対応時の応急給水体制の整備（2-1から再掲） ★ 下水道施設の防災機能強化（2-5から再掲） 防災ボランティア受入れ体制（受援計画）の整備（2-3から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲）
	6-5 防災インフラの長期間にわ たる機能不全	住宅・ライフライン 保健医療・福祉/人材の育成 国土保全・交通	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ 建築物の耐震化（1-1から再掲） 危険空き家の発生防止（1-1から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲） ★ 村営住宅の改善（1-1から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 瀬月内川の河川改修（1-2から再掲） ★ 瀬月内ダムの機能維持（1-2から再掲） ★ 河川の機能維持（1-2から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 担い手の確保と育成
目標7 い 制 御 不 能 な 複 合 災 害 ・ 二 次 災 害 を 発 生 さ せ な	7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、 地下構造物の倒壊に伴う 陥没による交通麻痺	行政機能・情報通信 住宅・ライフライン 国土保全・交通 老朽化対策	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ 建築物の耐震化（1-1から再掲） 危険空き家の発生防止（1-1から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲） ★ 村営住宅の改善（1-1から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 瀬月内川の河川改修（1-2から再掲） ★ 瀬月内ダムの機能維持（1-2から再掲） ★ 河川の機能維持（1-2から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 担い手の確保と育成
	7-2 ため池、防災インフラ、天然 ダム等の損壊・機能不全 や堆積した土砂等の流出に よる多数の死傷者の発生	国土保全・交通 老朽化対策	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ 建築物の耐震化（1-1から再掲） 危険空き家の発生防止（1-1から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲） ★ 村営住宅の改善（1-1から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 瀬月内川の河川改修（1-2から再掲） ★ 瀬月内ダムの機能維持（1-2から再掲） ★ 河川の機能維持（1-2から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 担い手の確保と育成
	7-3 農地・森林等の被害による 国土の荒廃	国土保全・交通 産業/人材の育成	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ 建築物の耐震化（1-1から再掲） 危険空き家の発生防止（1-1から再掲） ★ 道路整備の推進（1-1から再掲） ★ 村営住宅の改善（1-1から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 瀬月内川の河川改修（1-2から再掲） ★ 瀬月内ダムの機能維持（1-2から再掲） ★ 河川の機能維持（1-2から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 公共施設の老朽化対策（1-1から再掲） ★ 農林業の基盤整備（1-2から再掲） ★ 土砂災害危険箇所の防災対策（1-3から再掲） ★ 森林資源の適切な管理（1-3から再掲） ★ 担い手の確保と育成
目標8 る 社 会 件 ・ 経 済 備 が 迅 速 か つ 従 前 よ り 強 靱 な 姿 で 復 興 で き	8-1 大量に発生する災害廃棄物 の処理の停滞により復興が 大幅に遅れる事態	国土保全・交通	災害廃棄物処理対策の構築 ★ サーバー機器等の耐震対応（3-1から再掲） ★ 重要データのバックアップ体制の構築（3-1から再掲） 復興まちづくりのための事前準備の実施（6-5から再掲） 防災ボランティア受入れ体制（受援計画）の整備（2-3から再掲） ★ 地域資源の有効活用による活性化対策の推進 ★ 担い手の確保と育成（7-3から再掲） 移住・定住希望者への施策の推進 地域リーダーの育成 郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成
	8-2 復興を支える人材等（専門 家、コーディネーター、労 働者、地域に精通した技術 者等）の不足、より良い復 興に向けたビジョンの欠如 等により復興できなくなる 事態	行政機能・情報通信 保健医療・福祉/人材の育成 産業 産業/人材の育成 人材の育成	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ サーバー機器等の耐震対応（3-1から再掲） ★ 重要データのバックアップ体制の構築（3-1から再掲） ★ 地域資源の有効活用による活性化対策の推進（8-2から再掲） 伝統文化教育の環境整備 郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成（8-2から再掲） 地域リーダーの育成（8-2から再掲）
	8-3 貴重な文化財や環境的資産 の喪失、地域コミュニティ の崩壊等による有形・無形 の文化の衰退・損失	行政機能・情報通信 産業 人材の育成	★ 公共施設の耐震化（1-1から再掲） ★ サーバー機器等の耐震対応（3-1から再掲） ★ 重要データのバックアップ体制の構築（3-1から再掲） ★ 地域資源の有効活用による活性化対策の推進（8-2から再掲） 伝統文化教育の環境整備 郷土への愛着と誇りを持つ人材の育成（8-2から再掲） 地域リーダーの育成（8-2から再掲）

## 2 計画の推進と進捗管理

### (1) 推進体制

計画の推進に当たっては、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方が重要です。

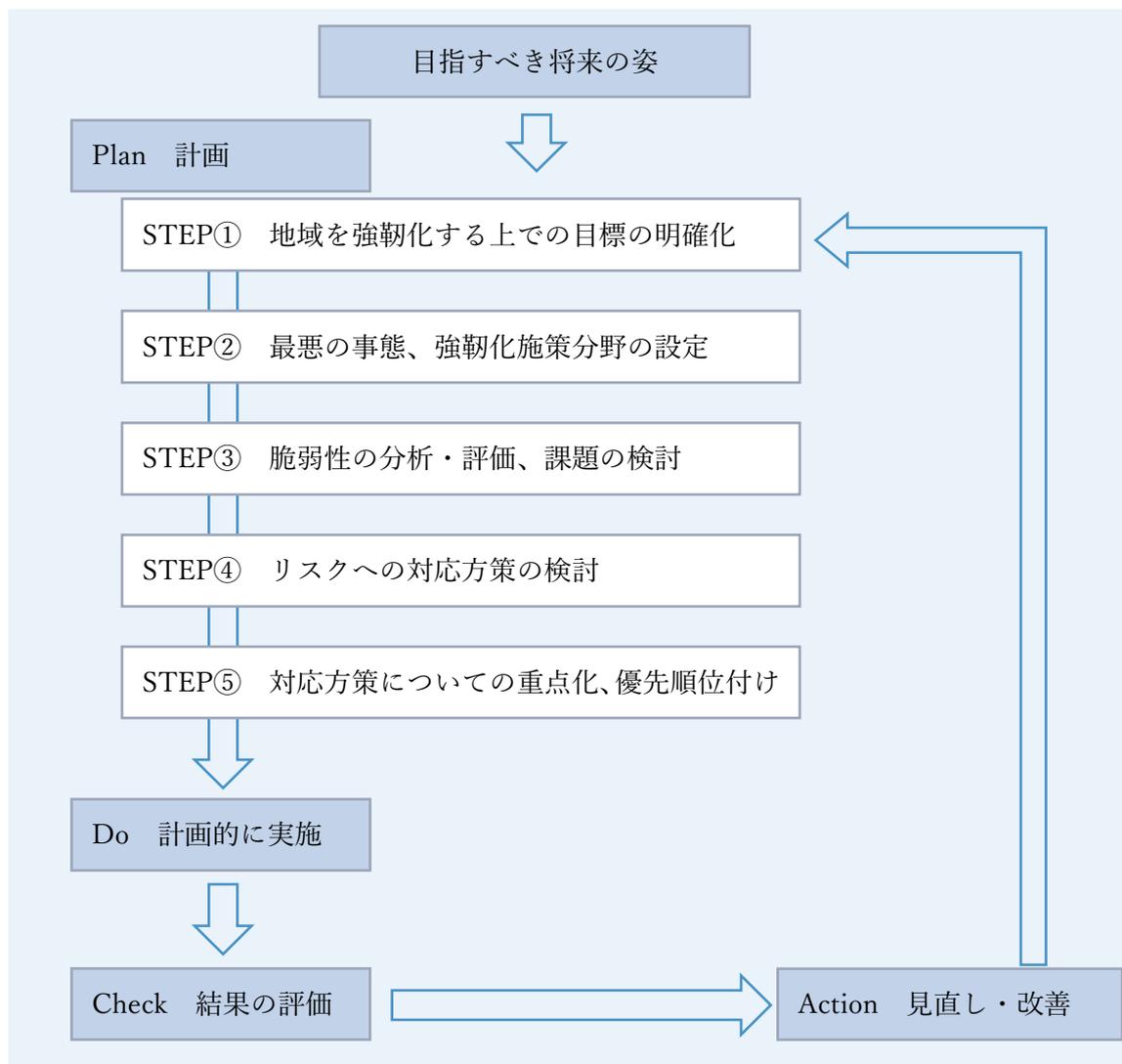
本計画の内容を広く周知し、理解を深め、村民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

### (2) 計画の進捗管理

#### ・P D C Aサイクルの徹底

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

本計画においては、P D C A（「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」）サイクルを確立し、徹底した進捗管理を行います。



### 3 計画の見直し

---

本計画は、本村の強靱化の観点から、様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

# 資料編

---

## 資料1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの脆弱性評価

(※ ■：施策 ○：現状 ( )：施策分野)

### 目標1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### ■ 庁舎の災害対応機能の強化（行政機能・情報通信）

○庁舎については耐震化が完了し、非常用発電設備の更新がなされている。

⇒ 本部となる庁舎は、瀬月内ダム氾濫浸水想定区域や洪水災害浸水想定区域に位置するため、庁舎の防災対策や災害対応機能の強化を図ると共に、本部代替庁舎についても検討する必要がある。

##### ■ 公共施設の耐震化（行政機能・情報通信）

○小中学校、体育施設、公民館については耐震化されているが、その他集会施設等については、未実施である。

⇒ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、計画的に耐震診断や耐震改修に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【現状：公共施設の耐震化率 83.7%（九戸村公共施設等総合管理計画（H28.12））】

##### ■ 避難訓練の実施（行政機能・情報通信）

○具体的な避難に関する計画等の策定や村が行う避難訓練の実績はない。

⇒ 迅速かつ確実な避難を行うことや災害時における避難行動の周知や防災意識を高めるため、具体的な避難ルートの確認や避難訓練に取り組む必要がある。

##### ■ 防災教育の推進（行政機能・情報通信）

○高校生を対象として防災訓練を実施し防災教育に取り組んでいる。

⇒ 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育について取り組む必要がある。また自主防災組織の設立・育成等を通じ、地域住民を対象とした防災教育を推進する必要がある。

##### ■ 消防活動の充実及び強化（行政機能・情報通信）

○消防業務は二戸地区広域行政事務組合で行っており、日ごろから消防団との連携を図る取り組みがなされている。また、資機材の増強を進め、消防活動の充実強化を図っている。

⇒ 引き続き資機材の更新や施設の耐震化を進める必要がある。

○人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒ 引き続き消防団員（基本団員）の確保に努める必要がある。

##### ■ 救急体制の充実及び強化（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

##### ■ 防火対策の促進（行政機能・情報通信）

○消防設備点検を定期的実施している。防火管理体制のチェックを実施している。

⇒ 消防設備点検や防火管理体制のチェックを引き続き実施するとともに、住民や関係機関等の協力を得ながら建築物の不燃化を推進する必要がある。

##### ■ 住宅の耐震化（住宅・ライフライン）

○旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された住宅が多数ある。

⇒ 住民に対し耐震化の重要性について啓発するとともに各種支援制度等の周知を図り、活用に向けた気運を高める。

#### ■ 村営住宅の整備（住宅・ライフライン）

○村営住宅が101戸、若者定住促進住宅は28戸であり、平成元年から令和2年にかけて建築されているが、建築後30年以上経過した住宅もある。

⇒ 引き続き安全、安心な住環境の提供と効率的な維持管理・運営を推進するとともに、建替え、長寿命化を念頭に、計画的な改善を図る必要がある。

#### ■ 空き家対策（住宅・ライフライン）

○現在の空き家バンク登録件数は11件。空き家調査から5年経過している。

⇒ 定期的な空き家調査により現状把握に努めたうえで、空き家の有効活用や所有者への働きかけ等により、空き家の適切な維持管理を推進する必要がある。

#### ■ 要配慮者等への支援（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について3施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（国土保全・交通）

○村道は、改良率80.0%、舗装率75.1%であり、県平均の改良率60.4%、舗装率61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

#### ■ 公共施設の老朽化対応（老朽化対策）

○維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。

⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

#### ■ 村営住宅の改善（老朽化対策）

○平成25年度に長寿命化計画を策定している。

⇒ 建替えと長寿命化を視野に入れた計画の策定が必要である。

#### ■ 防災意識の向上（人材の育成）

○防災マップ及び山根地区ため池ハザードマップの住民周知を行っている。

⇒ 防災マップ等の周知活動を引き続き行うとともに、地区防災計画の策定や周知を通じて住民の理解を深め、防災意識の向上に努める必要がある。

## 1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

### ■ 公共施設の浸水被害対策（行政機能・情報通信）

○洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に、庁舎、消防、医療施設等の主要な公共施設が位置している。

⇒ 浸水対策としてハードとソフトの両面から対策を講じる必要がある。

### ■ 避難所等の指定・整備（行政機能・情報通信）

○避難所等は現在、一時避難場所が 38 箇所、収容避難所が 9 箇所であり、このほか民間企業による指定緊急指定避難所の設置を進めている。

⇒ 主に老朽化が進んでいる一時避難場所や避難所について耐震化も含めた改修を計画的に実施する必要がある。また、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。

### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等も考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

### ■ 避難訓練の実施（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○具体的な避難に関する計画等の策定や村が行う避難訓練の実績はない。

⇒ 迅速かつ確実な避難を行うことや災害時における避難行動の周知や防災意識を高めるため、具体的な避難ルートの確認や避難訓練に取り組む必要がある。

### ■ 災害時応援協定等の締結（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

### ■ 交通障害に係る関係機関との連携強化（行政機能・情報通信）

○関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図っている。

⇒ 引き続き関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図るほか、様々なケースを想定しながら具体的な対応について事前に調整を図る必要がある。

### ■ 消防活動の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○消防業務は二戸地区広域行政事務組合で行っており、日ごろから消防団との連携を図る取り組みがなされている。また、資機材の増強を進め、消防活動の充実強化を図っている。

⇒ 引き続き資機材の更新や施設の耐震化を進める必要がある。

○人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒ 引き続き消防団員（基本団員）の確保に努める必要がある。

### ■ 救急体制の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

### ■ 防災教育の推進（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○高校生を対象として防災訓練を実施し防災教育に取り組んでいる。

⇒ 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育について取り組む必要がある。また自主防災組織の設立・育成等を通じ、地域住民を対象とした防災教育を推進する必要がある。

#### ■ 災害情報の周知及び情報の収集（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用も含めた、一人暮らし老人等の避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

#### ■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 河川改修等の治水対策（国土保全・交通）

○村管理の河川は、災害が発生した場合の原形復旧や維持管理を行っており、河川改修の計画はない。

⇒ 災害発生の可能性や災害による地域への影響度合いを把握しながら、定期的な維持管理や修繕を行う必要がある。

○二級河川新井田川水系瀬月内川の河川改修は県が平成 9 年度から実施しているが、改修工事は完成に至っていない。

⇒ 氾濫により、甚大な被害が想定されるため、河川管理者である県に対して河川改修事業の着実な実施と継続的な維持管理を働きかけ、浸水被害の低減を図る必要がある。

○瀬月内ダムの氾濫浸水想定区域は、瀬月内川沿いに位置する村の主要施設や市街地等を大きく含み、有事での甚大な被害が想定されている。

⇒ 瀬月内ダムの適切な維持管理や改修により、機能維持を図っていく必要がある。

#### ■ 農林業施設の災害対応能力の強化（国土保全・交通）

○基幹水利施設の修繕・更新や圃場水路等の強化を進めているが、未整備箇所は多く残されている。

⇒ 引き続き基盤整備を推進し、災害対応能力の強化につなげていく必要がある。

#### ■ 森林資源の適切な管理（国土保全・交通）

○一部の森林において計画的な間伐を行い、森林の保全・育成を実施しているが、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下等が見られる。

⇒ 多くの森林所有者からの了解を得て、森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

#### ■ 防災意識の向上（1-1 から再掲）（人材の育成）

○防災マップ及び山根地区ため池ハザードマップの住民周知を行っている。

⇒ 防災マップ等の周知活動を引き続き行うとともに、地区防災計画の策定や周知を通じて住民の理解を深め、防災意識の向上に努める必要がある。

#### ■ 地域防災力の強化（人材の育成）

○人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化が懸念される。地域主体の自主防災組織は設立されていない。

⇒ 各地域において自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定や地区防災訓練の実施を通じて、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。

地域の防災に関するリーダーとして防災士の育成に取り組む必要がある。

#### ■ 公共施設の老朽化対応（1-1 から再掲）（老朽化対策）

○維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。

⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

### 1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ 交通障害に係る関係機関との連携強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図っている。

⇒ 引き続き関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図るほか、様々なケースを想定しながら具体的な対応について事前に調整を図る必要がある。

#### ■ 消防活動の充実及び強化（1-1 から再掲）

○消防業務は二戸地区広域行政事務組合で行っており、日ごろから消防団との連携を図る取り組みがなされている。また、資機材の増強を進め、消防活動の充実強化を図っている。

⇒ 引き続き資機材の更新や施設の耐震化を進める必要がある。

○人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒ 引き続き消防団員（基本団員）の確保に努める必要がある。

#### ■ 救急体制の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

#### ■ 防災教育の推進（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○高校生を対象として防災訓練を実施し防災教育に取り組んでいる。

⇒ 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育について取り組む必要がある。また自主防災組織の設立・育成等を通じ、地域住民を対象とした防災教育を推進する必要がある。

#### ■ 災害情報の周知及び情報の収集（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートをを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用も含めた、一人暮らし老人等の避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

#### ■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 農林業施設の災害対応能力の強化（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

○基幹水利施設の修繕・更新や圃場水路等の強化を進めているが、未整備箇所は多く残されている。

⇒ 引き続き基盤整備を推進し、災害対応能力の強化につなげていく必要がある。

#### ■ 土砂災害対策施設・山地災害防止機能の整備（国土保全・交通）

○土砂災害危険箇所についてパトロールを実施している。

⇒ 関係機関と協議をしながら土砂災害危険箇所の防災対策を行う必要がある。

#### ■ 森林資源の適切な管理（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

○一部の森林において計画的な間伐を行い、森林の保全・育成を実施しているが、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下等が見られる。

⇒ 多くの森林所有者からの了解を得て、森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

#### ■ 防災意識の向上（1-1 から再掲）（人材の育成）

○防災マップ及び山根地区ため池ハザードマップの住民周知を行っている。

⇒ 防災マップ等の周知活動を引き続き行うとともに、地区防災計画の策定や周知を通じて住民の理解を深め、防災意識の向上に努める必要がある。

### 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

#### ■ 消防活動の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○消防業務は二戸地区広域行政事務組合で行っており、日ごろから消防団との連携を図る取り組みがなされている。また、資機材の増強を進め、消防活動の充実強化を図っている。

⇒ 引き続き資機材の更新や施設の耐震化を進める必要がある。

○人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒ 引き続き消防団員（基本団員）の確保に努める必要がある。

#### ■ 救急体制の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

#### ■ 災害情報の周知及び情報の収集（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートをを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用等による一人暮らし老人や要配慮者等の災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

#### ■ 医療体制の強化（保健医療・福祉）

○村内の病院は、岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、医療体制は脆弱である。災害時のみならず通常時においても夜間・休日の救急医療体制への不安が生じている。

⇒ 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

また、医師会や薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率80.0%、舗装率75.1%であり、県平均の改良率60.4%、舗装率61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

#### ■ 豪雪対応の強化（国土保全・交通）

○除雪計画に基づき除雪作業を実施している。凍結時にはその都度対応している。

⇒ 効率的な除雪作業を実施するため、除雪基地の早期建設と適切な車両等の配置が望まれる。また、継続的な除雪作業員の確保が必要である。

#### ■ 公共施設の老朽化対応（1-1 から再掲）（老朽化対策）

○維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。

⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

## 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命の関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ■ 避難所等の指定・整備（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○避難所等は現在、一時避難場所が38箇所、収容避難所が9箇所であり、このほか民間企業による指定緊急指定避難所の設置を進めている。

⇒ 主に老朽化が進んでいる一時避難場所や避難所について耐震化も含めた改修を計画的に実施する必要がある。また、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。

#### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等も考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

■ 上水道施設の防災機能強化（住宅・ライフライン）

○上水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率 94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第 4 次変更）」（令和 2 年 8 月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

■ 応急給水体制の整備（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

■ 企業における事業継続体制の強化（産業）

○村内企業において事業継続計画（BCP）を策定した実績はない。

⇒ 事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画（BCP）の策定を促進していく必要がある。

■ 非常時における電源等の確保（産業）

○一部の公共施設について太陽光発電システムが整備されているが、役場庁舎や各支所等については未整備である。

⇒ 役場庁舎や各支所等の主要な公共施設に対して太陽光発電システムを整備するなど、公共施設に限らず村内において再生可能エネルギー等による非常時の電源確保に努める必要がある。

■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等にも考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

### ■ 交通障害に係る関係機関との連携強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図っている。

⇒ 引き続き関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図るほか、様々なケースを想定しながら具体的な対応について事前に調整を図る必要がある。

### ■ ヘリコプター発着所の確保（国土保全・交通）

○現在、ヘリコプターの発着場所は確保されていない。

⇒ 道路のアクセス性も考慮し、安全な発着場所を確保する必要がある。

### ■ 災害情報の周知及び情報の収集（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートをを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用も含めた、一人暮らし老人等の避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

### ■ 情報通信利用環境の整備（行政機能・情報通信）

○防災行政無線はほぼ全域カバーされ、光ファイバーによる情報通信基盤は村内全域で整備されている。

⇒ 効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める必要がある。また、多様な情報伝達手段の確保に必要な情報通信環境を整備し維持する必要がある。

### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

### ■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 医療体制の強化（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）

○村内の病院は、岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、医療体制は脆弱である。災害時のみならず通常時においても夜間・休日の救急医療体制への不安が生じている。

⇒ 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

#### ■ 地域防災力の強化（1-2 から再掲）（人材の育成）

○人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化が懸念される。地域主体の自主防災組織は設立されていない。

⇒ 各地域において自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定や地区防災訓練の実施を通じて、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。

地域の防災に関するリーダーとして防災士の育成に取り組む必要がある。

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ 消防活動の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○消防業務は二戸地区広域行政事務組合で行っており、日ごろから消防団との連携を図る取り組みがなされている。また、資機材の増強を進め、消防活動の充実強化を図っている。

⇒ 引き続き資機材の更新や施設の耐震化を進める必要がある。

○人口減少や少子高齢化の進行等により、消防団員の確保が困難となっている。

⇒ 引き続き消防団員（基本団員）の確保に努める必要がある。

#### ■ 救急体制の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

#### ■ 防災ボランティアの活動支援（保健医療・福祉/人材の育成）

○災害時の対応に関する基礎知識の習得とボランティア活動への関心を高めるため、災害ボランティア講座を実施している。

⇒ 引き続きボランティア養成に係る活動を行うことが必要である。また、ボランティアの受け入れについて、周辺自治体との広域連携による体制の強化が必要である。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

#### ■ 地域防災力の強化（1-2 から再掲）（人材の育成）

○人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化が懸念される。地域主体の自主防災組織は設立されていない。

⇒ 各地域において自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定や地区防災訓練の実施を通じて、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。

地域の防災に関するリーダーとして防災士の育成に取り組む必要がある。

## 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等も考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

#### ■ 災害時応援協定の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ ヘリコプター発着所の確保（2-2 から再掲）（国土保全・交通）

○現在、ヘリコプターの発着場所は確保されていない。

⇒ 道路のアクセス性も考慮し、安全な発着場所を確保する必要がある。

#### ■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 医療体制の強化（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）

○村内の病院は、岩手県立二戸病院付属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、医療体制は脆弱である。災害時のみならず通常時においても夜間・休日の救急医療体制への不安が生じている。

⇒ 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

また、医師会や薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。

保健指導の強化等により、個人の健康管理への意識を高める必要がある。

#### ■ 保健指導等による健康管理の強化（保健医療・福祉）

○健診の受診率は、40歳代から50歳代が低迷している。健診対象者全対象者への保健指導は困難である。

⇒ 村民の健康に対する意識の向上を図り、健診結果に基づいた保健師による健康指導を受ける人数を増やしていく対応が必要である。

#### ■ 非常時における電源等の確保（2-1 から再掲）（産業）

○一部の公共施設について太陽光発電システムが整備されているが、役場庁舎や各支所等については未整備である。

⇒ 役場庁舎や各支所等の主要な公共施設に対して太陽光発電システムを整備するなど、公共施設に限らず村内において再生可能エネルギー等による非常時の電源確保に努める必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率80.0%、舗装率75.1%であり、県平均の改良率60.4%、舗装率61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

### 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成29年度に2件、平成30年度に1件締結し、令和2年度は2件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ 上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○上水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第4次変更）」（令和2年8月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

#### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

#### ■ 下水道処理施設の防災機能の強化（住宅・ライフライン）

○公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備が進められ、令和元年度末の汚水処理人口普及率は76.6%である（岩手県82.6%）。また、停電時の汚水処理対応を想定して移動式発電機を1台導入している。

⇒ 汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率を高める必要がある。

停電時、移動式発電機1台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。

※汚水処理人口普及率：農林水産省、国土交通省同時発表資料（令和2年9月4日）

#### ■ 医療体制の強化（1-4から再掲）（保健医療・福祉）

○村内の病院は、岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、医療体制は脆弱である。災害時のみならず通常時においても夜間・休日の救急医療体制への不安が生じている。

⇒ 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

また、医師会や薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。

保健指導の強化等により、個人の健康管理への意識を高める必要がある。

#### ■ 疫病・感染症のまん延防止対策（保健医療・福祉）

○村民に費用負担が生じる予防接種については接種率が低い。避難所等の感染症予防としてパーテーション等の配置や職員の対応等について研修を実施している。

⇒ 予防接種の接種率を向上させる対策が必要である。引き続き感染症予防に関する研修や訓練の実施が必要である。

#### ■ 保健指導等による健康管理の強化（2-4から再掲）（保健医療・福祉）

○健診の受診率は、40歳代から50歳代が低迷している。健診対象者全対象者への保健指導は困難である。

⇒ 村民の健康に対する意識の向上を図り、健診結果に基づいた保健師による健康指導を受ける人数を増やしていく対応が必要である。

### 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### ■ 避難所等の指定・整備（1-2から再掲）（行政機能・情報通信）

○避難所等は現在、一時避難場所が38箇所、収容避難所が9箇所であり、このほか民間企業による指定緊急指定避難所の設置を進めている。

⇒ 主に老朽化が進んでいる一時避難場所や避難所について耐震化も含めた改修を計画的に実施する必要がある。また、広域避難所の整備や福祉避難場所の充実を図る必要がある。

#### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（1-2から再掲）（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等も考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

#### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成29年度に2件、平成30年度に1件締結し、令和2年度は2件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ ヘリコプター発着所の確保（2-2 から再掲）（国土保全・交通）

○現在、ヘリコプターの発着場所は確保されていない。

⇒ 道路のアクセス性も考慮し、安全な発着場所を確保する必要がある。

#### ■ 救急体制の充実及び強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○救急業務は、二戸地区広域行政事務組合消防本部の管轄であり、村内は九戸分署で対応している。

⇒ 二戸地区広域消防組織維持による救急体制充実強化と医療機関を含めた消防・救急・救助の体制強化を進める必要がある。

#### ■ 上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○上水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率 94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第 4 次変更）」（令和 2 年 8 月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

#### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

#### ■ 下水処理施設の防災機能の強化（2-5 から再掲）（住宅・ライフライン）

○公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備が進められ、令和元年度末の汚水処理人口普及率は 76.6%である（岩手県 82.6%）。また、停電時の汚水処理対応を想定して移動式発電機を 1 台導入している。

⇒ 汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率を高める必要がある。

停電時、移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。

※汚水処理人口普及率：農林水産省、国土交通省同時発表資料（令和 2 年 9 月 4 日）

#### ■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 医療体制の強化（1-4 から再掲）（保健医療・福祉）

○村内の病院は、岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター（常駐医師1名）と伊保内歯科医院のみであり、医療体制は脆弱である。災害時のみならず通常時においても夜間・休日の救急医療体制への不安が生じている。

⇒ 常駐医師の確保、周辺市町との医療連携強化のほか、オンライン診療体制の構築等、県や関係機関との協力を得ながら医療体制の強化を図る必要がある。

また、医師会や薬剤師会との連携や協定締結を検討する必要がある。

保健指導の強化等により、個人の健康管理への意識を高める必要がある。

#### ■ 保健指導等による健康管理の強化（2-4 から再掲）（保健医療・福祉）

○健診の受診率は、40歳代から50歳代が低迷している。健診対象者全対象者への保健指導は困難である。

⇒ 村民の健康に対する意識の向上を図り、健診結果に基づいた保健師による健康指導を受け人数を増やしていく対応が必要である。

#### ■ 疫病・感染症のまん延防止対策（2-5 から再掲）（保健医療・福祉）

○村民に費用負担が生じる予防接種については接種率が低い。避難所等の感染症予防としてパターション等の配置や職員の対応等について研修を実施している。

⇒ 予防接種の接種率を向上させる対策が必要である。引き続き感染症予防に関する研修や訓練の実施が必要である。

#### ■ こころのケア体制の確保（保健医療・福祉）

○村民からの相談に対して保健師が対応しているが、人手不足により全てのケースに対応できない場合がある。

⇒ 避難所の設営にあっては、1施設に1名以上の相談員を配置できるように、担当者の増員や関係機関との協定締結等による人員の確保が必要である。

### 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ■ 庁舎の災害対応機能の強化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○庁舎については耐震化が完了し、非常用発電設備の更新がなされている。

⇒ 本部となる庁舎は、瀬月内ダム氾濫浸水想定区域や洪水災害浸水想定区域に位置するため、庁舎の防災対策や災害対応機能の強化を図ると共に、本部代替庁舎についても検討する必要がある。

##### ■ 公共施設の浸水被害対策（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○洪水災害浸水想定区域や瀬月内ダム氾濫浸水想定区域内に、庁舎、消防、医療施設等の主要な公共施設が位置している。

⇒ 浸水対策としてハードとソフトの両面から対策を講じる必要がある。

##### ■ 庁内データの保全（行政機能・情報通信）

○サーバー機器及びバックの耐震化は未実施である。重要な行政データのバックアップ体制は未構築である。

⇒ サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。またクラウドコンピューティング等により重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。

■ 公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○小中学校、体育施設、公民館については耐震化されているが、その他集会施設等については、未実施である。

⇒ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、計画的に耐震診断や耐震改修に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【現状：公共施設の耐震化率 83.7%（九戸村公共施設等総合管理計画（H28.12））】

■ 九戸村業務継続計画（BCP）の策定（行政機能・情報通信）

○行政自らが被災したことを想定した業務継続計画は、現在策定されていない。

⇒ 被災により資源が制約される条件下においても非常時優先業務の実施を確保する業務継続計画（BCP）について、あらかじめ策定する必要がある。

■ 公共施設の老朽化対応（1-1 から再掲）（老朽化対策）

○維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。

⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

■ 防災教育の推進（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○高校生を対象として防災訓練を実施し防災教育に取り組んでいる。

⇒ 小学校・中学校・高等学校を通じた防災教育について取り組む必要がある。また自主防災組織の設立・育成等を通じ、地域住民を対象とした防災教育を推進する必要がある。

■ 災害情報の周知及び情報の収集（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用も含めた、一人暮らし老人等の避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

■ 情報通信利用環境の整備（2-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線はほぼ全域カバーされ、光ファイバーによる情報通信基盤は村内全域で整備されている。

⇒ 効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める必要がある。また、多様な情報伝達手段の確保に必要な情報通信環境を整備し維持する必要がある。

■ 要配慮者等への支援（1-1 から再掲）（保健医療・福祉）

○見守り体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者名簿が策定されるなど、各地区における災害時の支援体制づくりが進められている。

⇒ 引き続き見守り体制の構築と要配慮者への体制づくりを促進させるとともに、避難行動要支援者台帳システムの改修等により、対象者の情報や個別避難計画等の作成または更新が随時対応できる体制を構築する必要がある。

○要配慮者利用施設の避難確保計画について 3 施設について策定されている。避難行動要支援者台帳は整備されているが、個別避難計画は策定されていない。

⇒ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定を推進するとともに、必要な備蓄品の確保や避難所等の改修、サポート体制を構築する必要がある。

#### ■ 防災意識の向上 (1-1 から再掲) (人材の育成)

○防災マップ及び山根地区ため池ハザードマップの住民周知を行っている。

⇒ 防災マップ等の周知活動を引き続き行うとともに、地区防災計画の策定や周知を通じて住民の理解を深め、防災意識の向上に努める必要がある。

#### ■ 地域防災力の強化 (1-2 から再掲) (人材の育成)

○人口減少や少子高齢化の進展により、地域コミュニティの希薄化が懸念される。地域主体の自主防災組織は設立されていない。

⇒ 各地域において自主防災組織の設立を推進し、地区防災計画の策定や地区防災訓練の実施を通じて、住民による地域防災力の強化を図る必要がある。

地域の防災に関するリーダーとして防災士の育成に取り組む必要がある。

### 目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等における地元企業等の生産力低下

##### ■ 企業における事業継続体制の強化 (2-1 から再掲) (産業)

○村内企業において事業継続計画 (BCP) を策定した実績はない。

⇒ 事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画 (BCP) の策定を促進していく必要がある。

##### ■ 企業の体質強化 (産業)

○新卒者ふるさと雇用支援奨励金制度により、雇用の確保を図っている。

⇒ 同制度の継続活用による雇用の確保を図るとともに、商工会等と連携した研修の開催等により、村内の企業の経営の安定化や体質強化に向けた支援を行っていく必要がある。

##### ■ 被災企業等への支援 (産業)

○企業に対する相談窓口を開設し、対応している。

⇒ 被災時における金融支援策について、金融機関や商工会等と共に検討する必要がある。

##### ■ 道路整備の推進 (1-1 から再掲) (国土保全・交通)

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

## 5-2 食料等の安定供給の停滞

### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

### ■ 上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○上水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率 94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第 4 次変更）」（令和 2 年 8 月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

## 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

### ■ 避難所等の備蓄及び設備の強化（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○「物資及び資材備蓄計画」を策定し、災害救助用物資の備蓄や応急対策用資機材の確保に努めている。

⇒ 要配慮者等も考慮した「物資及び資材備蓄計画」の見直しが必要である。

### ■ 非常時における電源等の確保（2-1 から再掲）（産業）

○一部の公共施設について太陽光発電システムが整備されているが、役場庁舎や各支所等については未整備である。

⇒ 役場庁舎や各支所等の主要な公共施設に対して太陽光発電システムを整備するなど、公共施設に限らず村内において再生可能エネルギー等による非常時の電源確保に努める必要がある。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### ■ 上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○上水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率 94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第 4 次変更）」（令和 2 年 8 月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

## 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

### ■ 下水処理施設の防災機能の強化（2-5 から再掲）（住宅・ライフライン）

○公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備が進められ、令和元年度末の污水处理人口普及率は 76.6%である（岩手県 82.6%）。また、停電時の污水处理対応を想定して移動式発電機を 1 台導入している。

⇒ 污水处理施設の整備を進め、污水处理人口普及率を高める必要がある。

停電時、移動式発電機 1 台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。

※污水处理人口普及率：農林水産省、国土交通省同時発表資料（令和 2 年 9 月 4 日）

## 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

### ■ ヘリコプター発着所の確保（2-2 から再掲）（国土保全・交通）

○現在、ヘリコプターの発着場所は確保されていない。

⇒ 道路のアクセス性も考慮し、安全な発着場所を確保する必要がある。

### ■ 災害情報の周知及び情報の収集（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線、緊急速報メール、村ホームページ、Lアラートをを用いた情報発信により、災害情報を周知している。

⇒ 自主防災組織の活用も含めた、一人暮らし老人等の避難行動要支援者への災害情報の周知・安否確認体制の構築が必要である。

### ■ 情報通信利用環境の整備（2-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○防災行政無線はほぼ全域カバーされ、光ファイバーによる情報通信基盤は村内全域で整備されている。

⇒ 効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める必要がある。また、多様な情報伝達手段の確保に必要な情報通信環境を整備し維持する必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率 80.0%、舗装率 75.1%であり、県平均の改良率 60.4%、舗装率 61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

#### ■ 復旧・復興に関する事前準備（行政機能・情報通信）

○復旧や復興に関する事前準備や計画策定は特に実施されていない。

⇒ 国で示しているガイドラインを参考に復興まちづくりのための事前準備の取り組みやボランティア等の受け入れ（受援計画）の策定について検討する必要がある。

#### ■ 公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○小中学校、体育施設、公民館については耐震化されているが、その他集会施設等については、未実施である。

⇒ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、計画的に耐震診断や耐震改修に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【現状：公共施設の耐震化率 83.7%（九戸村公共施設等総合管理計画（H28.12））】

#### ■ 災害時応援協定等の締結（1-2 から再掲）（行政機能・情報通信）

○平成 29 年度に 2 件、平成 30 年度に 1 件締結し、令和 2 年度は 2 件締結予定である。

⇒ 災害時での多様な対応に備え、引き続き協力を得られる企業や団体との協定締結を進め、災害に対する体制強化を図る必要がある。

#### ■ 上水道施設の防災機能強化（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○水道未普及地区に対して上水道整備を進めている（上水道普及率 94.0%：「九戸村過疎地域自立促進計画（第 4 次変更）」（令和 2 年 8 月））。更新計画に基づき、老朽管を順次更新し耐震化を進めている。

⇒ 老朽化に伴う施設の更新や耐震化の財源を確保しながら効率的かつ効果的に実施する必要がある。

#### ■ 応急給水体制の整備（2-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○震災対策用応急給水槽を整備し、災害発生時における給水計画も策定されているが、災害発生時の対応で人員不足が懸念される。

⇒ 担当職員の確保や周辺自治体との協力体制の構築等、人員不足を補う対応が必要である。

#### ■ 下水処理施設の防災機能の強化（2-5 から再掲）（住宅・ライフライン）

○公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備が進められ、令和元年度末の汚水処理人口普及率は76.6%である（岩手県82.6%）。また、停電時の汚水処理対応を想定して移動式発電機を1台導入している。

⇒ 汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率を高める必要がある。

停電時、移動式発電機1台では全施設をまかなえないため、発電機の増設が必要である。

※汚水処理人口普及率：農林水産省、国土交通省同時発表資料（令和2年9月4日）

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率80.0%、舗装率75.1%であり、県平均の改良率60.4%、舗装率61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

### 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

#### 7-1 沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

#### ■ 公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○小中学校、体育施設、公民館については耐震化されているが、その他集会施設等については、未実施である。

⇒ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、計画的に耐震診断や耐震改修に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【現状：公共施設の耐震化率83.7%（九戸村公共施設等総合管理計画（H28.12））】

#### ■ 交通障害に係る関係機関との連携強化（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

○関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図っている。

⇒ 引き続き関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図るほか、様々なケースを想定しながら具体的な対応について事前に調整を図る必要がある。

#### ■ 住宅の耐震化（1-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された住宅が多数ある。

⇒ 住民に対し耐震化の重要性について啓発するとともに各種支援制度等の周知を図り、活用に向けた気運を高める。

#### ■ 空き家対策（1-1 から再掲）（住宅・ライフライン）

○現在の空き家バンク登録件数は11件。空き家調査から5年経過している。

⇒ 定期的な空き家調査により現状把握に努めたうえで、空き家の有効活用や所有者への働きかけ等により、空き家の適切な維持管理を推進する必要がある。

#### ■ 道路整備の推進（1-1 から再掲）（国土保全・交通）

○村道は、改良率80.0%、舗装率75.1%であり、県平均の改良率60.4%、舗装率61.0%と比べ整備は進んでいるが、いまだ未改良、未舗装もあり、また老朽化により、車両や歩行者の安全な通行に支障が生じている箇所がある。

⇒ 車両と歩行者の安全安心な通行に対応した道路整備が必要である。また、経年劣化に伴い安全な通行に支障をきたしている箇所も見受けられ、早急な対応が必要である。

#### ■ 村営住宅の改善（1-1 から再掲）（老朽化対策）

- 平成 25 年度に長寿命化計画を策定している。
  - ⇒ 建替えと長寿命化を視野に入れた計画の策定が必要である。

#### ■ 公共施設の老朽化対応（1-1 から再掲）（老朽化対策）

- 維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。
  - ⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

### 7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

#### ■ 交通障害に係る関係機関との連携強化（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

- 関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図っている。
  - ⇒ 引き続き関係機関等との連絡を密にし、情報の共有を図るほか、様々なケースを想定しながら具体的な対応について事前に調整を図る必要がある。

#### ■ 河川改修等の治水対策（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

- 村管理の河川は、災害が発生した場合の原形復旧や維持管理を行っており、河川改修の計画はない。
  - ⇒ 災害発生の可能性や災害による地域への影響度合いを把握しながら、定期的な維持管理や修繕を行う必要がある。
- 二級河川新井田川水系瀬月内川の河川改修は県が平成 9 年度から実施しているが、改修工事は完成に至っていない。
  - ⇒ 氾濫により、甚大な被害が想定されるため、河川管理者である県に対して河川改修事業の着実な実施と継続的な維持管理を働きかけ、浸水被害の低減を図る必要がある。
- 瀬月内ダムの氾濫浸水想定区域は、瀬月内川沿いに位置する村の主要施設や市街地等を大きく含み、有事での甚大な被害が想定されている。
  - ⇒ 瀬月内ダムの適切な維持管理や改修により、機能維持を図っていく必要がある。

#### ■ 農林業施設の災害対応能力の強化（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

- 基幹水利施設の修繕・更新や圃場水路等の強化を進めているが、未整備箇所は多く残されている。
  - ⇒ 引き続き基盤整備を推進し、災害対応能力の強化につなげていく必要がある。

#### ■ 森林資源の適切な管理（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

- 一部の森林において計画的な間伐を行い、森林の保全・育成を実施しているが、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下等が見られる。
  - ⇒ 多くの森林所有者からの了解を得て、森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

#### ■ 防災意識の向上（1-1 から再掲）（人材の育成）

- 防災マップ及び山根地区ため池ハザードマップの住民周知を行っている。
  - ⇒ 防災マップ等の周知活動を引き続き行うとともに、地区防災計画の策定や周知を通じて住民の理解を深め、防災意識の向上に努める必要がある。

#### ■ 公共施設の老朽化対応（1-1 から再掲）（老朽化対策）

○維持補修の対象箇所が多いことや予算が限られていることなどから、必要な維持管理や補修が間に合わない状況である。

⇒ 施設の集約や有効活用等も考慮に入れながら、村全体としての公共施設の維持管理や修繕の具体的な計画を作成し、効率的に進める必要がある。

### 7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### ■ 農林業の生産基盤・経営の強化（産業）

○新規就農者に対する研修・支援や小規模農業基盤整備事業により生産基盤整備を進めているが、依然として農林業の低迷が続いている。

⇒ 農地の集積や流動化による資源の有効活用や新技術の導入を図り、農林業の効率化と経営の強化を目指していく必要がある。

#### ■ 農林業施設の災害対応能力強化（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

○基幹水利施設の修繕・更新や圃場水路等の強化を進めているが、未整備箇所は多く残されている。

⇒ 引き続き基盤整備を推進し、災害対応能力の強化につなげていく必要がある。

#### ■ 森林資源の適切な管理（1-2 から再掲）（国土保全・交通）

○一部の森林において計画的な間伐を行い、森林の保全・育成を実施しているが、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下等が見られる。

⇒ 多くの森林所有者からの了解を得て、森林の保全・育成や生産基盤の整備を進め、森林の荒廃による災害の発生を防ぐ必要がある。

#### ■ 担い手の確保・育成（人材の育成）

○新卒者ふるさと雇用支援奨励金制度や次世代人材投資事業による認定新規就農者の支援、㈱ナインズファームでの新規就農者の研修を行っているが、依然として担い手不足が続いている。

⇒ 経営体の育成・支援や企業誘致を図り、雇用機会を拡大させ担い手の確保と育成につなげる必要がある。

## 目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ■ 災害廃棄物処理対策の構築（国土保全・交通）

○災害廃棄物処理対策に関する計画やマニュアル等はない。

⇒ 二戸地区広域行政事務組合と協議し、災害廃棄物処理計画（マニュアル）を策定する必要がある。

## 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

### ■ 庁内データの保全（3-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○サーバー機器及びラックの耐震化は未実施である。重要な行政データのバックアップ体制は未構築である。

⇒ サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。またクラウドコンピューティング等により重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。

### ■ 復旧・復興に関する事前準備（6-5 から再掲）（行政機能・情報通信）

○復旧や復興に関する事前準備や計画策定は特に実施されていない。

⇒ 国で示しているガイドラインを参考に復興まちづくりのための事前準備の取り組みやボランティア等の受け入れ（受援計画）の策定について検討する必要がある。

### ■ 防災ボランティアの活動支援（2-3 から再掲）（保健医療・福祉/人材の育成）

○災害時の対応に関する基礎知識の習得とボランティア活動への関心を高めるため、災害ボランティア講座を実施している。

⇒ 引き続きボランティア養成に係る活動を行うことが必要である。また、ボランティアの受け入れについて、周辺自治体との広域連携による体制の強化が必要である。

### ■ 地域経済の活性化（産業）

○担い手不足や人口減少、少子高齢化の進展等により、地域経済は厳しい状況が続いている。

⇒ 既存企業への支援や企業誘致、農産物の6次産業化等、地域資源を有効活用した活性化策を官民連携で検討し、地域の活性化に取り組む必要がある。

### ■ 担い手の確保・育成（7-3 から再掲）（人材の育成）

○新卒者ふるさと雇用支援奨励金制度や次世代人材投資事業による認定新規就農者の支援、㈱ナインズファームでの新規就農者の研修を行っているが、依然として担い手の不足が続いている。

⇒ 経営体の育成・支援や企業誘致を図り、雇用機会を拡大させ担い手の確保と育成につなげる必要がある。

### ■ 定住希望者への対応強化（人材の育成）

○平成22年度から令和2年9月にかけて若者定住促進住宅を28戸整備し、若者世代を中心とした移住・定住対策を推進している。

⇒ 移住・定住希望者のニーズを把握し施策を講じると共に、移住・定住者へのアフターフォローも行っていく必要がある。

### ■ 地域コミュニティの強化（人材の育成）

○人口減少や少子・高齢化の進行により、地域コミュニティの弱体化が懸念される。

⇒ 各地域の課題等について情報共有を図り、課題解決に対応していく人材の確保や防災リーダーの育成が必要である。

### ■ 郷土愛の醸成（人材の育成）

○郷土に対する愛着や誇りを持つ人材の育成が求められている。

⇒ 本村の自然、歴史、文化、伝統を学び、郷土に対する愛着と誇りを持つ人材の育成を図る必要がある。

### 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### ■ 庁内データの保全（3-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○サーバー機器及びバックの耐震化は未実施である。重要な行政データのバックアップ体制は未構築である。

⇒ サーバー機器等の耐震化を行う必要がある。またクラウドコンピューティング等により重要データのバックアップ体制を構築する必要がある。

#### ■ 公共施設の耐震化（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○小中学校、体育施設、公民館については耐震化されているが、その他集会施設等については、未実施である。

⇒ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるとともに、計画的に耐震診断や耐震改修に努め、耐震化率を向上させる必要がある。

【現状：公共施設の耐震化率 83.7%（九戸村公共施設等総合管理計画（H28.12））】

#### ■ 防火対策の促進（1-1 から再掲）（行政機能・情報通信）

○消防設備点検を定期的の実施している。防火管理体制のチェックを実施している。

⇒ 消防設備点検や防火管理体制のチェックを引き続き実施するとともに、住民や関係機関等の協力を得ながら建築物の不燃化を推進する必要がある。

#### ■ 地域経済の活性化（8-2 から再掲）（産業）

○担い手不足や人口減少、少子高齢化の進展等により、地域経済は厳しい状況が続いている。

⇒ 既存企業への支援や企業誘致、農産物の6次産業化等、地域資源を有効活用した活性化策を官民連携で検討し、地域の活性化に取り組む必要がある。

#### ■ 有形・無形文化の伝承（人材の育成）

○文化財保護意識の低下や郷土芸能の後継者の育成が問題となっている。

⇒ 幼少からの伝統文化教育を展開し、地域に根ざした教育の環境整備に努める必要がある。また、文化財と気軽に触れ合える施設や資料館の充実を検討していく必要がある。

#### ■ 地域コミュニティの強化（8-2 から再掲）（人材の育成）

○人口減少や少子・高齢化の進行により、地域コミュニティの弱体化が懸念される。

⇒ 各地域の課題等について情報共有を図り、課題解決に対応していく人材の確保や防災リーダーの育成が必要である。

#### ■ 郷土愛の醸成（8-2 から再掲）（人材の育成）

○郷土に対する愛着や誇りを持つ人材の育成が求められている。

⇒ 本村の自然、歴史、文化、伝統を学び、郷土に対する愛着と誇りを持つ人材の育成を図る必要がある。



九戸村総務企画課

---

〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第 10 地割 11 番地 6

☎ : 0195-42-2111 Fax : 0195-42-3120